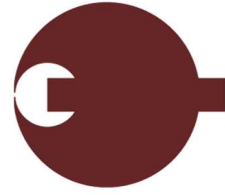


平成30年度版



# 事業概要



※曾爾高原のススキ 写真転載不可

写真提供：一般財団法人 奈良県ビジターズビューロー

奈良県食品衛生検査所

(食肉検査課・市場食品検査課)

# 目 次

## I 検査所の概要

1 経緯	1
2 組織機構	2
3 施設の概要	3
(1) 食肉検査課	3
(2) 市場食品検査課	5
4 主要検査備品等	6
(1) 食肉検査課	6
(2) 市場食品検査課	9

## II 検査業務の概要

1 食肉検査課	11
(1) 食肉検査	11
ア と畜検査頭数	11
イ 過去10年間のと畜検査頭数	12
ウ と畜検査結果に基づく処分状況	13
エ 原因別全部廃棄状況	14
オ 系統別疾病状況	14
カ 精密検査	16
(2) 食鳥肉の衛生確保	19
2 市場食品検査課	20
(1) 監視指導	20
(2) 食品等の試験検査	20
ア 収去検査	20
イ 収去検査以外の検査	23
(3) 違反食品、県指導基準不適合食品	23
(4) その他不良食品	23
(5) 苦情・相談	23
(6) その他	23
ア 貝毒情報による監視	23
イ 一斉取締及び予防啓発	23
ウ 講習会等の開催	24
エ 他市場の見学	24

### Ⅲ 調査研究

1	研究発表	25
(1)	溶血検体のビリルビン測定方法の検討	28
(2)	同一牛群にみられた肺嚢胞症例	31
(3)	HACCP試行中の枝肉の細菌汚染調査	33
(4)	と畜検査で認めた肝細胞癌が全身に転移した牛の症例	36
(5)	糞便性大腸菌群( <i>E.coli</i> )試験等におけるガストラップチップの導入	37
2	研修・講演会等への参加	38
3	その他の事業	39
(1)	職員の安全衛生管理	39
(2)	と畜関係者に対する衛生指導	39
(3)	保健所との共同事業	39
(4)	保健研究センターとの共同事業	40
(5)	食品衛生協会中央市場に対する協力及び支援	40

### Ⅳ 参考資料

1	条例・規則等	41
2	奈良県食肉センターの概要	45
3	奈良県中央卸売市場の概要	45
4	と畜に関する料金一覧表	46
5	食鳥検査手数料	46
案内図		47
配置図		
1	奈良県食肉センター	48
2	奈良県中央卸売市場	49

# I 検査所の概要

## 1 経緯

昭和 2 年～ 6 年	県内 9 カ所に市町村営のと畜場許可
昭和 38 年	関係 8 市町長から知事あてに県営と畜場建設陳情
昭和 42 年	と畜検査員連名により、県に対し近代的と畜場建設の陳情
昭和 52 年 4 月	衛生部環境衛生課食品獣疫係に市場食品衛生検査室を新設 勤務場所は奈良県中央卸売市場管理棟
昭和 52 年 5 月	奈良県中央卸売市場開場
昭和 53 年 4 月	衛生部に「と畜場整備統合建設促進協議会」を設置(事務局;環境衛生課)
昭和 54 年 4 月	農林部に所管事務を移管し、「食肉流通センター建設促進協議会」に改称(事務局;畜産課)
昭和 58 年 4 月	衛生部環境衛生課市場食品衛生検査係に改称
昭和 61 年 3 月	「財団法人奈良県食肉公社」設立
平成 2 年 3 月 30 日	「奈良県食品衛生検査所設置条例」公布
平成 2 年 12 月 6 日	「奈良県食肉流通センター」開場(開設者:財団法人奈良県食肉公社) 既存の 5 市町営と畜場閉鎖 「奈良県食品衛生検査所」発足 (食肉検査課、市場食品検査課の 2 課 3 係制、職員 12 名) 奈良県食肉流通センター管理棟 2 階に仮事務所、処理棟 2 階に仮検査室設置
平成 3 年 2 月 5 日	食肉地方卸売市場開場
平成 3 年 4 月 1 日	奈良県食品衛生検査所を「かい」に指定
平成 3 年 9 月 14 日	奈良県食品衛生検査所新築工事着手(食肉検査関係)
平成 4 年 3 月 31 日	奈良県食品衛生検査所新築工事竣工(食肉検査関係)
平成 4 年 4 月 1 日	食肉検査課に第三係(食鳥検査担当)新設
平成 4 年 4 月 13 日	奈良県食品衛生検査所新庁舎での業務開始 仮事務所は閉鎖し、仮検査室は改装し、現場検査室として使用
平成 5 年 3 月 29 日	奈良県食品衛生検査所設置条例一部改正(食鳥検査業務を位置づけ)
平成 5 年 5 月	食鳥検査室を検査所一階に設置
平成 6 年 4 月 1 日	保健環境部と農林部との部間人事交流が始まる
平成 8 年 5 月	検査所 3 階に女性用更衣室及び浴室の設置 処理棟 2 階に現場検査用女性更衣室及び便所の設置
平成 11 年 4 月 1 日	食肉検査課第三係を第一係、第二係に統合し庶務係新設
平成 13 年 10 月	BSE 検査室設置(旧食鳥検査室)
平成 13 年 10 月 18 日	BSE スクリーニング検査(エライザ法)開始
平成 14 年 4 月	研修室を食鳥検査室に改修
平成 25 年 4 月 1 日	奈良県食肉公社が財団法人から公益財団法人に移行 奈良県食肉流通センターが奈良県食肉センターに改称
平成 25 年 10 月	大規模食鳥処理場廃止

## 2 組織機構

### (1) 主旨

公益財団法人奈良県食肉公社が大和郡山市丹後庄町に設置すると畜場（奈良県食肉センター）に係ると畜検査その他と畜場法に基づく事務、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務並びにと畜場、食鳥処理場及び奈良県中央卸売市場における食品衛生法及び食品表示法に基づく事務を分掌させるため、奈良県食品衛生検査所を設置する。

### (2) 根拠法令

奈良県食品衛生検査所設置条例(平成 2 年 3 月 30 日奈良県条例第 22 号)

### (3) 名称及びその位置

名 称	位 置
奈良県食品衛生検査所	大和郡山市丹後庄町475-1 奈良県食肉センター内

### (4) 課の名称及びその位置

名 称	位 置
食肉検査課	大和郡山市丹後庄町475-1 奈良県食肉センター内 TEL 0743-56-8345 (代)
市場食品検査課	大和郡山市筒井町957-1 奈良県中央卸売市場内 TEL 0743-56-7007

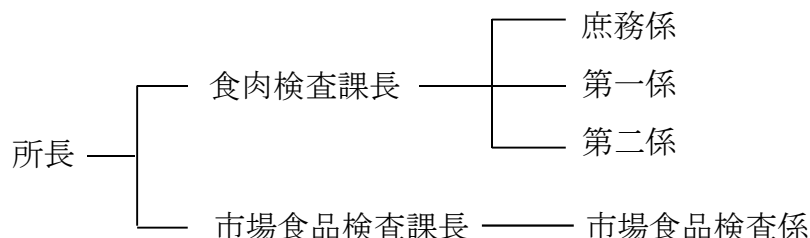
### (5) 機構（平成 31 年 3 月 31 日現在）

ア 人員 正職員13名

日々雇用職員3名(と畜検査員 1 名、事務補助2名)

イ 組織

くらし創造部 ———— 消費・生活安全課 ———— 食品衛生検査所



### (6) 設置期日

ア 発足 平成 2 年 12 月 6 日

イ かい 平成 3 年 4 月 1 日

### 3 施設の概要

#### (1) 食肉検査課

##### ア 規模構造等

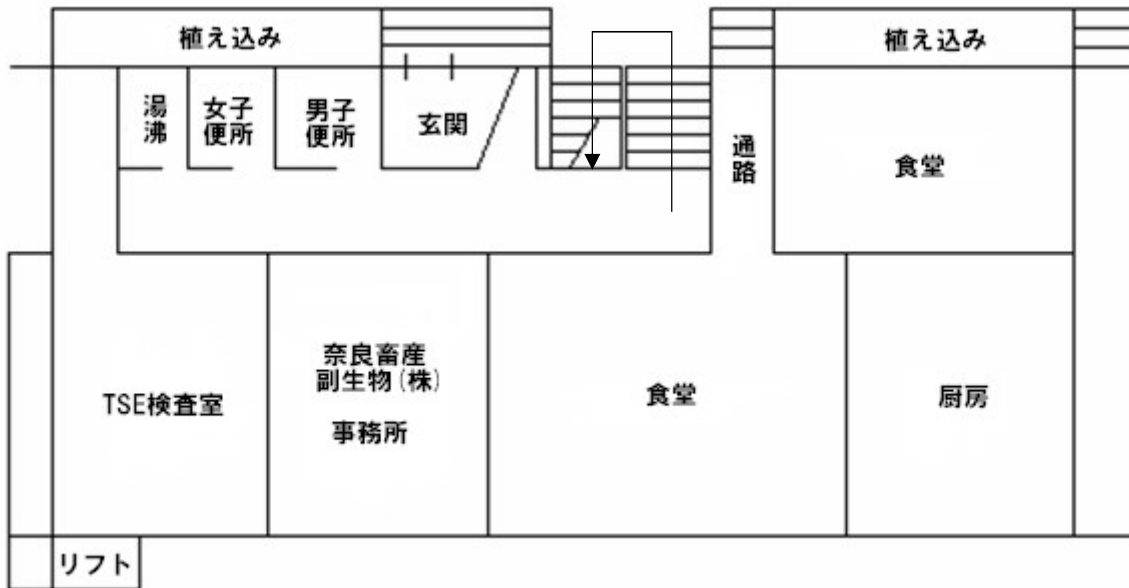
構造 鉄骨造 3階建

建物面積 264.45 m<sup>2</sup>

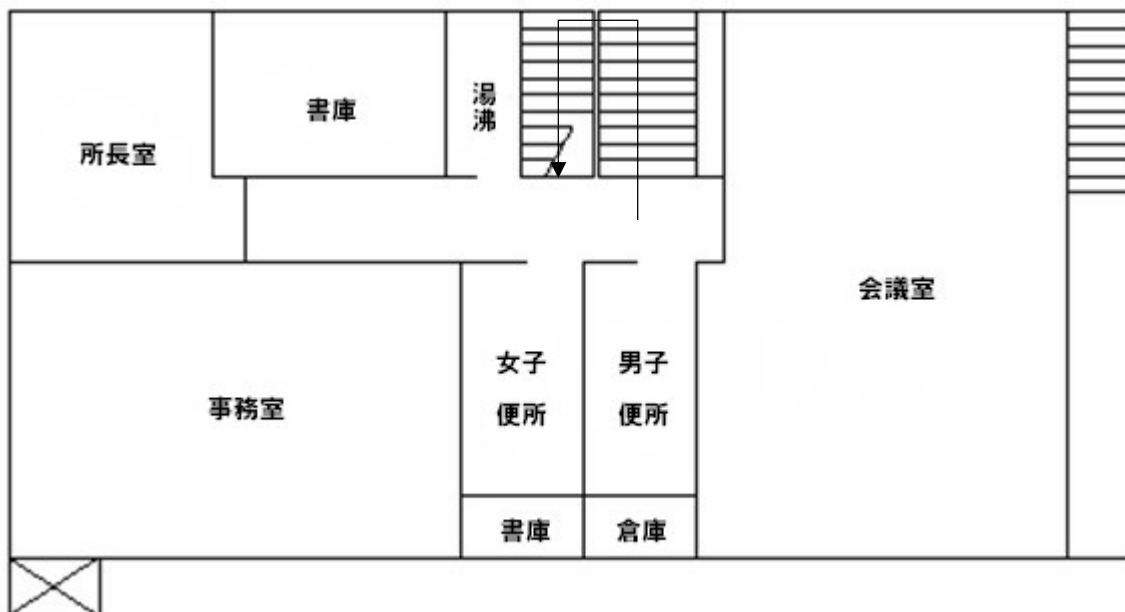
延床面積 775.02 m<sup>2</sup> (1F 261.34 2F 256.84 3F 256.84)

##### イ 平面図

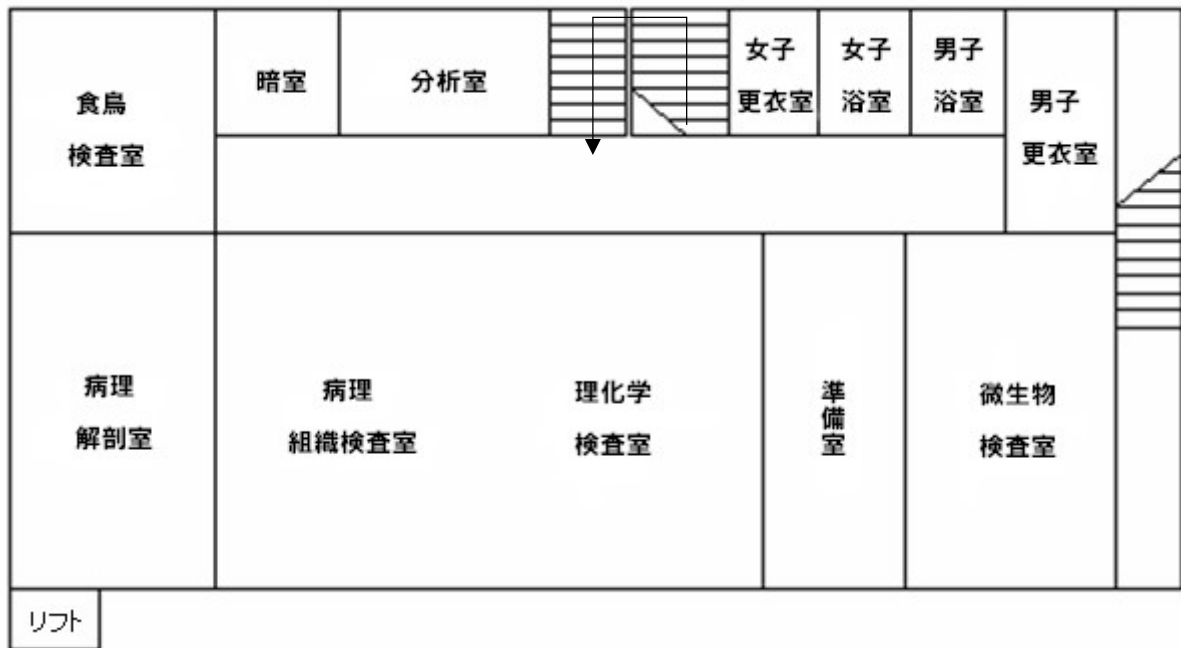
#### 1階 TSE検査室及び食肉センター関係施設



#### 2階 事務所 所長室 会議室等



### 3階 検査室等



#### 1階

室名等	面積(m <sup>2</sup> )
TSE 検査室	38.45
その他	222.89

#### 2階

室名等	面積(m <sup>2</sup> )
事務室	57.60
所長室	21.95
会議室	106.10
書庫	10.00
書庫	3.51
便所	19.11
倉庫	4.68
廊下・階段等	30.35
その他	3.54

#### 3階

室名等	面積(m <sup>2</sup> )
微生物検査室	39.00
理化学検査室	36.60
病理組織検査室	37.50
病理解剖室	22.20
準備室	18.00
食鳥検査室	19.30
暗室	6.75
分析室	10.50
女子浴室・更衣室	10.38
男子浴室	8.12
男子更衣室	14.60
廊下・階段等	36.35
その他	3.54

## (2) 市場食品検査課

### ア 位置

奈良県中央卸売市場管理棟 3 階

### イ 規模構造

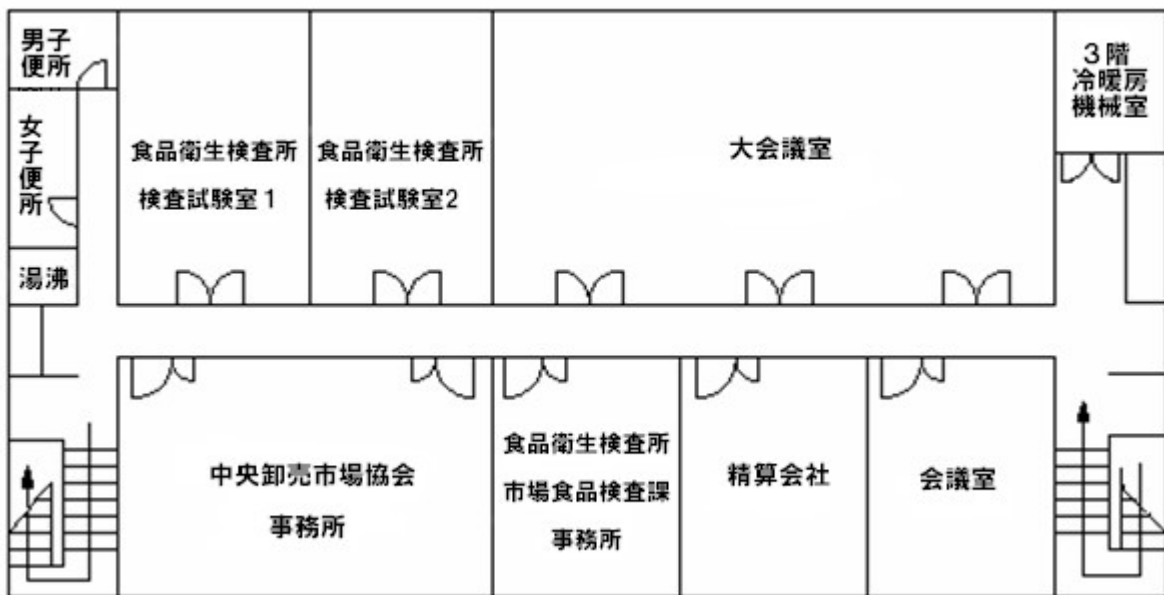
鉄骨コンクリート造 3 階建

建物面積 684.5 m<sup>2</sup> 延べ床面積 2,470 m<sup>2</sup>

### ウ 建物概要

- 1 階 南都銀行 レストラン 見学者コーナー
- 2 階 開設者事務所及び会議室
- 3 階 会議室 精算会社 市場協会事務所  
市場食品検査課(使用面積 228 m<sup>2</sup>)

### エ 3 階平面図





## 4 主要検査備品等

### (1) 食肉検査課

#### ア 理化学検査用

品名	規格	メーカー	数量
臨床屈折計	04-670-0	エルマ	1
PHメーター	カスタニーLAB phメーターF-12	日立堀場	1
フリーザー付薬品用冷蔵庫	KGT-4010HC	日本フリーザー	1
ヘマトクリット用遠心器	H-1200B	国産	1
全自動血球計数装置	Celltac α MEK-6450	日本光電	1
スポットケム	SPOTCHEM TM EZ SP-4430	アークレイ	1
オートマチック電子恒温水槽	T-105	トーマス	1
超高速ホモジナイザー	BM-1 型	日本精機	1
ホットプレート&スターラー	PC-320	井内	1
ロータリーエバポレーター	N-1000	東京理化器機	1
デシケーター	NBG-3	井内	1
電気泳動装置	SF-51156 他一式	アトー	1
薄層クロマトグラフ	HC-20	アドバンテック東洋	1
電子分析天秤	AUW220D	島津	1
卓上遠心器	H-103N	国産	1
ドラフトチャンバー	DE-211K	ダルトン	1
万能シェイカー	V-SX	イワキ産業	1
低温循環水槽	クールマンパル C-302	シバタ	1
オイルバス	OS-180	ADVANTEC	1
高速液体クロマトグラフ	SHIMADZU Prominence	島津	1
ワークステーション	LC solution	島津	1
フォトダイオードアレイ検出器	SPD-M20A	島津	1
分光光度計	UV-1800	島津	1
実験器具乾燥保管庫	AG-SDN 他一式	アズワン	1
電子天秤	TXB621L	島津	1
遠心分離機	Centrifuge5417C	Eppendorf	1
遠心分離機	S700T	KUBOTA	1

#### イ 微生物及び食鳥検査用

品名	規格	メーカー	数量
乾熱滅菌器	MOV-202S 型	サンヨー	1
〃	MOV-2125	サンヨー	1
高圧滅菌器	HA-300MD	HIRAYAMA	1
〃	HA-300MⅢ	HIRAYAMA	1
恒温器(ふ卵器)	MIR-260 型	サンヨー	2

恒温器(ふ卵器)	MIR-262	三洋	2
〃	MIR-252	三洋	1
CO <sub>2</sub> インキュベーター	MCO-17AI	サンヨー	1
インキュベーター(冷蔵機能付)	MIR-153	サンヨー	1
恒温水槽	T-22 型	トーマス	1
純水・超純水製造装置	PRB-002A・PURELAB flex-UV	オルガノ社	1
電子上皿天秤	EB-340H	島津	1
〃	AEG-220	島津	1
ピペット用超音波洗浄器	UT-55	シャープ	1
ホモジナイザー	MX-5	日本精機	1
ストマッカー	400-T	オルガノ	1
マグネチックスターラー	HS-3E	iuchi	1
〃	ST-10	科学共栄社	1
試験管ミキサー	NS-8	井内	1
〃	HM-10H	iuchi	1
コロニーカウンター	DC-3	井内	1
顕微鏡	BX50	オリンパス	1
〃	BH-2	オリンパス	1
〃	CH-2	オリンパス	1
薬用冷蔵ショーケース	MPR-312DCN	三洋電機	1
超低温庫	MDF-193AT	三洋電機	1
冷凍冷蔵庫	MR-C43CM-W	三菱	1
冷蔵庫	SJ-23TM	シャープ	1
〃	SJ-42TC	シャープ	1
バイオフィリーザー	GSS-3065F3	日本フリーザー	1
自動露出写真撮影装置	PM-10AK	オリンパス	1
カップドロッパー	ACD-400R	永井商会	1
超音波洗浄装置	UT-304F	シャープ	1
培地溶融器	MRO-FF6	日立	1
空気還流式紫外線殺菌システム	AP60-FU エアロスクリーン	ナビス	1
クリーンベンチ	BGB-850-S	ダルトン	1
恒温水槽	EA-1	ASONE	1
バイオフィリーザー	GSS-3065F3	日本フリーザー	1
恒温振とう水槽	NTS-3000	EYELA	1
DNA 増幅装置	GeneAmp PCR System 9700	パーキンエルマー	1
電気泳動ゲル撮影装置 一式	AE-6905H 他	アトー	1
マイクロ冷却遠心器	MODEL3740	クボタ	1
アルミブロック恒温槽	DTU-2C	TAITEC	1
リアルタイム PCR 装置	Thermal Cycler Dice	タカラバイオ	1
	Real Time System II		

## ウ 病理検査用

品名	規格	メーカー	数量
クリオスタット	クライオ 3DM	サクラ精機	1
カラーテレビシステム	FCD-725-1	オリンパス	1
カメラ	OM-4Ti	オリンパス	2
ポラロイドカメラ	MB	日本ポラロイド社	2
マイクローム	TU-213-F160	大和光機	2
密閉式自動固定包埋装置	HistoCorePEARL	Leica	1
ティッシュ・テック包埋システム	TEC5	サクラ精機	1
水浴伸展器(ウォーター・バス)	PS-M	サクラ精機	2
電気パラフィン溶融器	PM-401-1	サクラ精機	1
パラフィン伸展器	PS-C2	サクラ精機	2
顕微鏡	BX53	オリンパス	1
〃	BH2-323	オリンパス	1
実体顕微鏡一式	SZ-6045	オリンパス	1
全自動写真撮影装置	PM-10ADS-3	オリンパス	1
落射蛍光顕微鏡	BH2-RFCA	オリンパス	1
無影灯	SH56C(CF)	山田医療照明	1
臓器撮影装置		ハイデックス	1
冷蔵庫	SJ-KW422	シャープ	1
振盪器	RM-80	AS-ONE	1

## エ TSE 検査用

品名	規格	メーカー	数量
卓上細胞破碎機	マルチビーズショッカー	安井器械	1
バイオハザード対策用キャビネット	MHE-130AB3	サンヨー	1
インキュベーター	MIR-153	サンヨー	1
バイオメディカルフリーザー	MDF-U333	サンヨー	1
薬用冷蔵ショーケース	MPR-311D	サンヨー	1
微量高速冷却遠心機	MX-300	トミー	1
オートクレーブ	KS-323	トミー	1
マイクロプレートリーダー	サンライズリモート	TECAN	1
マイクロプレートウォッシャー	PW40	バイオラッド	1
アルミブロック恒温槽	DTU-2B	タイテック	1
〃	DTU-2C	タイテック	1
電子天秤	BW320D	島津	1
Vortex ミキサー	Vortex Genie 2	Scientific Industries	1
超音波洗浄機	US-3	アズワン	1

## (2) 市場食品検査課

### ア 理化学検査用

品名	規格	メーカー	数量
遠心分離器	KN-30F	久保田	1
〃	H-103n	コクサン	1
塩分計	SS-31A	セキスイ	1
赤外線放射温度計	530-01	ヨコガワ	1
〃	SK8900	SATO	1
ガスクロマトグラフ	GC-2014	島津	1
純水製造装置	RFD240NC	ADVANTEC	1
〃	WS-33	ヤマト	1
振とう器	SA-31	ヤマト	1
超音波洗浄装置	UC-6200	シャープ	1
〃	US-102	エスエスディ	1
器具乾燥機	DRU600TB	ADVANTEC	1
電磁攪拌器	MH-61	ヤマト	1
電子上皿天秤	ED-500-10	島津	1
〃	BL-620S	島津	1
〃	BL-2200H	島津	1
自動化学天秤	AX-120	島津	1
ドラフトチャンバー		DALTON	1
ピペット洗浄器	UT-55	シャープ	2
分光光度計	UV-160A	島津	1
PHメータ	HM-14P	東亜	1
サーモミキサー	TM-101	サーモニクス	2
オートミキサー	M-21	ヤマト	2
ホモジナイザー		日本精機製作所	2
ロータリーエバポレータ	SPC5031-12	柴田	1
薬品保管庫	SU-5N	井内	2
高速液体クロマトグラフ	LaChrom Elite	日立	1
ポンプ	L-2130	日立	1
UV 検出器	L-2400	日立	1
カラムオーブン	L-2300	日立	1
クロマトインテグレータ	D-2500	日立	1

イ 微生物検査用

品名	規格	メーカー	数量
インキュベータ	MIR-154-PJ	Panasonic	1
〃	IS600	ヤマト	2
〃	CI-410	ADVANTEC	1
乾熱滅菌器(恒温器)	LC-222	タバイ	2
生物顕微鏡	BHT-323	オリンパス	1
実体顕微鏡	221423	オリンパス	1
顕微鏡撮影装置	キャノン EOS X3	Canon	1
〃	SZX-16	オリンパス	1
高圧滅菌器	HA300M II	平山	1
〃	ES-215	TOMY	1
自動分注器	AUTOMACRO II	柴田	1
ふ卵器	IS-600	ヤマト	2
タッチミキサー	MT-51	ヤマト	2
〃	HM-2N	ADVANTEC	2
ストマッカー	ストマッカー400	オルガノ	2
恒温水槽	M-5	サーモニクス	1
〃	TR-2A	アズワン	2
〃	SBAC-11	島津	1
〃	TS-300	ADVANTEC	1
冷蔵庫	GR-H38S	東芝	1
〃	Whirlpool	ソニー	1
〃	MEDICOOL	サンヨー	1
バイオフィリーザ	GS-5203AF3	日本フリーザ	1
コロニーカウンター	CL-560	柴田	1
クリーンベンチ	MCV-710ATS-PJ	Panasonic	1

## Ⅱ 検査業務の概要

### 1 食肉検査課

#### (1) 食肉検査

##### ア と畜検査頭数

本年度の総と畜検査頭数は、12,764頭(前年度比1,529頭増)であった。

種類別頭数内訳は、肉用牛2,091頭(前年度比4頭減)、乳用牛417頭(前年度比24頭減)、とく3頭(前年度比5頭減)、馬15頭(前年度比2頭増)、豚10,228頭(前年度比1,558頭増)、めん羊10頭(前年度比2頭増)、山羊0頭(前年度と同じ)であった。

総と畜検査頭数に占める牛の比率は19.6%(前年度22.6%)、豚の比率は80.1%(前年度77.2%)であった。

種類 月	肉用	乳用	小計	とく	馬	豚	めん 羊	山 羊	合計	検査 日数
4	256	32 (7)	288 (7)	1	2	877	0	0	1,168 (7)	20 (1)
5	132 (1)	27 (11)	159 (12)	0	1	901	0	0	1,061 (12)	19 (1)
6	177	24 (11)	201 (11)	0	1	737	9	0	948 (11)	21
7	214 (1)	48 (15)	262 (16)	0	1	745	0	0	1,008 (16)	21 (1)
8	133	40 (18)	173 (18)	0	1	832	0	0	1,006 (18)	20
9	154 (2)	29 (15)	183 (17)	0	1	884	0	0	1,068 (17)	18 (2)
10	198 (1)	29 (8)	227 (9)	0	1	1,021	0	0	1,249 (9)	22 (1)
11	225	30 (12)	255 (12)	0	1	959	0	0	1,215 (12)	20
12	172 (3)	29 (11)	201 (14)	0	3	801	0	0	1,005 (14)	17 (1)
1	128 (1)	47 (8)	175 (9)	1 (1)	0	813	0	0	989 (10)	19 (1)
2	148 (2)	49 (10)	197 (12)	0	1	764	1	0	963 (12)	18 (1)
3	154	33 (6)	187 (6)	1 (1)	2	894	0	0	1,084 (7)	20 (1)
計	2,091 (11)	417 (132)	2,508 (143)	3 (2)	15	10,228	10	0	12,764 (145)	235 (10)

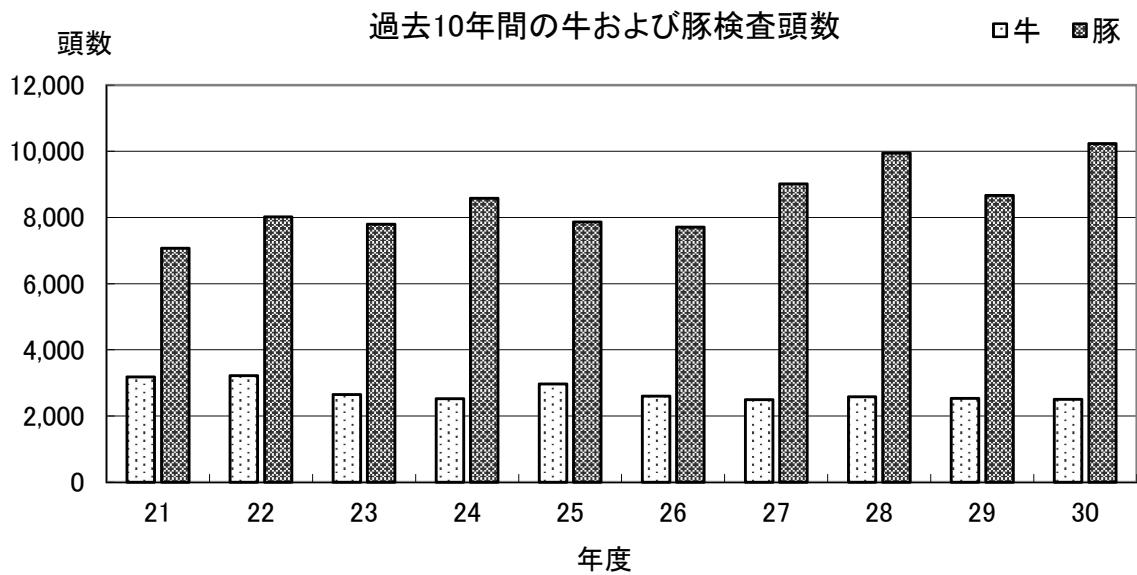
注 検査頭数の( )内は、病畜棟での検査頭数を再掲

検査日数の( )内は、休日の検査日数を再掲

## イ 過去10年間のと畜検査頭数

牛の検査頭数は牛海綿状脳症(BSE)がわが国で発生した平成13年以降、全国的傾向と同様に減少傾向であったが、近年はほぼ横ばいである。豚の検査頭数は、本年度は過去10年間で最多であった。これらのことから、総と畜検査頭数は、豚の頭数を反映して増加に転じた。

種類 年度	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊	計
	肉用	乳用	小計						
21	2,547	631	3,178	2	3	7,065	0	0	10,248
22	2,385	834	3,219	1	3	8,015	9	0	11,247
23	2,134	519	2,653	1	3	7,798	4	0	10,456
24	1,962	557	2,519	2	17	8,580	8	0	11,126
25	2,246	721	2,967	2	17	7,864	4	0	10,854
26	2,039	561	2,600	7	16	7,708	6	0	10,337
27	2,018	481	2,499	3	23	9,013	0	0	11,538
28	2,131	450	2,581	5	18	9,938	5	0	12,547
29	2,095	441	2,536	8	13	8,670	8	0	11,235
30	2,091	417	2,508	3	15	10,228	10	0	12,764



ウ と畜検査結果に基づく処分状況

牛の全部廃棄実頭数は21頭で、一部廃棄実頭数は2,097頭であった。豚の全部廃棄実頭数は7頭で、一部廃棄実頭数は9,105頭であった。疾病別頭数は、表のとおりで廃棄物はすべて場内で焼却した。

と畜場内と殺頭数	処分内訳	処分実頭数	疾病別頭数																								計												
			細菌病									ウイルス・リケッチャ病		原虫病		寄生虫病			その他疾病																				
			炭そ	豚丹毒	サルモネラ病	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	豚コレラ	その他	トキソプラズマ病	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疽	水腫	腫瘍	中毒諸症	炎症又は炎症	産物による汚染		変性又は萎縮	その他										
牛	2,508	禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		全部廃棄	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	2	7	1	5	0	1	0	0	01	01	0	0	0	0	0	0	26			
		一部廃棄	2,097	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	64	06	0	0	1,460	780	1,434	0	0	0	0	0	0	3,748			
とく	3	禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		全部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		一部廃棄	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2			
馬	15	禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		全部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		一部廃棄	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	11	1	1	0	0	0	0	0	0	14			
豚	10,228	禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		全部廃棄	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	7				
		一部廃棄	9,105	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	6,561	758	5,954	0	0	0	0	0	0	13,275				
めん羊	10	禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		全部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		一部廃棄	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	6	0	0	0	0	0	0	12				
山羊	0	禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		全部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		一部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		



## エ 原因別全部廃棄状況

全部廃棄とした頭数は 28 頭(前年度比 5 頭増)であった。種類別では、牛 21 頭(前年度比 8 頭増)、豚 7 頭(前年度比 3 頭減)、とく 0 頭(前年度 0 頭、増減なし)であった。

疾病別内訳は表のとおり。

疾病名	種類	牛			とく	豚	合計
		肉用	乳用	小計			
膿毒症			2	2			2
敗血症		1	5	6		1	7
尿毒症			1	1			1
高度の黄疸		1	4	5			5
全身性の腫瘍		1		1			1
白血病		1	7	8			8
全身性の変性			1	1		5	6
全身性の炎症			1	1			1
豚丹毒						1	1
計		4	21	25	0	7	32
実頭数		3	18	21	0	7	28

## オ 系統別疾病状況

牛では延べ 7,331 件で、その内訳は消化器系 26.3%、呼吸器系 21.7%、循環器系 1.6%、泌尿生殖器系 19.9%、頭部・運動器系 28.5%、細菌病 0%、寄生虫病 0.5%、奇形 1.4%であった。廃棄の原因は、頭部・運動器系のその他(筋肉出血、骨折、脱臼等)21.1%、呼吸器系の炎症(肺炎等)14.2%、泌尿器系の炎症(腎炎、膀胱炎等)13.9%、消化器系の炎症(胃炎、肝炎等)10.1%、消化器系の変性(腸間膜脂肪壊死、鋸屑肝等)10.1%の順に多かった。

豚では延べ 18,066 件で、その内訳は消化器系 4.0%、呼吸器系 64.1%、循環器系 2.8%、泌尿生殖器系 11.0%、頭部・運動器系 10.4%、細菌病 0.2%、寄生虫病 4.8%、奇形 2.7%、であった。廃棄の原因は、呼吸器系の炎症(肺炎等)32.7%、呼吸器系のその他(血液・異物吸入肺等)31.4%、頭部・運動器系のその他(筋肉・皮下出血等)9.0%、泌尿器系の炎症(腎炎等)8.4%、寄生虫病(寄生虫性肝包膜炎)4.8%の順に多かった。

		牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
消化器系	変性	744			325	1	
	炎症	744		13	388	3	
	循環障害	387			3		
	腫瘍	18			1		
	その他(食滞、出血)	34			13	1	
呼吸器系	変性	241		1	1		
	炎症	1,044	3	3	5,900	2	
	循環障害	3					
	腫瘍	9					
	その他(異物・血液吸入肺)	294			5,679	6	

		牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
循環器系	変性	14			6	14	
	炎症	59			350	59	
	循環障害	6				6	
	腫瘍	9				9	
	その他(心膜出血、心筋出血)	30			143	30	
泌尿生殖器系	変性	300			474	300	
	炎症	1,022	1	3	1,509	1,022	
	循環障害						
	腫瘍	118			2	118	
	その他 (妊娠子宮、産後子宮、卵巣嚢腫、膀胱出血)	19		1	3	19	
頭部運動器系	変性	105			21		
	炎症	408	3	1	228	1	
	循環障害	9					
	腫瘍	21			1		
	その他 (外傷性出血、骨折、手術痕、注射痕、脱臼等)	1,550	4	2	1,626	1	
細菌病	豚丹毒				1		
	豚抗酸菌症				39		
寄生虫病	肝蛭症	3					
	胃ウマバエ幼虫			2			
	豚の寄生虫性肝包膜炎				866		
	包虫症	33					
	脾蛭	2					
奇形	嚢胞腎	105			481		
	腎欠損				6		

※数値は延べ頭数

※変性:組織の脂肪化、硬化、壊死等 炎症:炎症の他、化膿を含む 循環障害:水腫等

## カ 精密検査

安全な食肉を供給するため、現場検査の解剖所見で判定困難な疾病について精密検査(理化学、微生物及び病理等の検査)を実施した。

実施頭数は延べ118頭で、その内訳は牛80頭、豚36頭、馬2頭で、理化学検査52件、微生物検査32件、病理検査34件であった。

### (7) 理化学検査

#### A 理化学的精密検査

現場検査において疾病罹患を疑う所見が認められた獣畜について、理化学的精密検査(血液性状その他の生化学的検査)を実施し、診断の一助とした。

(頭※)

畜種	疑診疾病				
	尿毒症	黄疸	水腫	白血病	その他
牛	9(1)	22(5)	0(0)	9(8)	1(1)
豚	2(0)	0	0	0	9(0)

※( )内は診断確定後に全部廃棄措置とした延べ頭数(内数)

#### B 残留有害物質モニタリング検査

厚生労働省の「畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査実施要領」に基づき、検体を収去し、残留抗菌性物質について検査した。

検査項目	畜種	検体数			違反数(左欄の内数)		
		筋肉	肝臓	腎臓	筋肉	肝臓	腎臓
オキシテトラサイクリン	牛	5	5	5	0	0	0
クロルテトラサイクリン テトラサイクリン	豚	5	5	5	0	0	0

#### C GFAP 残留量調査

厚生労働省の「牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク(GFAP)の残留量調査実施要領」に基づき、牛枝肉の拭き取り検体を採取し、GFAP残留量について調査した。

拭き取り部位	検体数(頭数)	GFAP 残留検体数※(左欄の内数)
頸椎周囲	24	0
外側腹部	24	0

※100cm<sup>2</sup>当たりのGFAP量が3ng以上の検体数

### (1) 微生物検査

#### A と畜場法および獣畜の疾病に関する検査

##### (a) 細菌学的検査

現場と畜検査時に敗血症、豚丹毒等を疑う病理所見で保留となった獣畜について細菌学的精密検査(培養法による同定、血清抗体価検査およびPCR法による同定)を実施した。

また、参考検査として、牛・豚の敗血症および豚丹毒の細菌学的検査(培養法による同定およびP

CR検査)を実施した。

◆細菌学的精密検査および参考検査

種別	精密検査理由	検査頭数	全部廃棄措置数 または陽性検体数
牛	敗血症（膿毒症含）	7	7
豚	敗血症	1	1
豚	豚丹毒	1	1
牛	敗血症（参考検査）	1	0
牛	肝炎（参考検査）	1	0
豚	豚丹毒（参考検査）	12	0

◆敗血症分離菌の詳細（上記陽性=菌検出 牛6例、豚1例 牛1例は菌確定できず）

解体日	種別	分離菌種	菌分離臓器
H30. 4. 16	牛	<i>Trueperella pyogenes</i>	膿瘍部、肝、腎
H30. 11. 5	豚	<i>Streptococcus suis</i>	疣贅性心内膜炎部、心
H30. 12. 10	牛	<i>Streptococcus equinus</i>	疣贅性心内膜炎部、肝、脾
H31. 1. 16	牛	<i>Streptococcus capitis</i>	腎(心、筋、膝窩 Ly より同一推定菌)
		及び <i>Streptococcus equinus</i>	
H31. 1. 28	牛	<i>Trueperella pyogenes</i>	疣贅性心内膜炎部、腸骨下 Ly
H31. 2. 19	牛	<i>Trueperella pyogenes</i>	疣贅性心内膜炎部、肝、膝窩 Ly
H31. 2. 25	牛	<i>Fusobacterium varium</i>	疣贅性心内膜炎部、肺、腎

◆豚丹毒（関節炎型）の年度別検出推移は以下の通り

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
豚丹毒（関節炎型）陽性数	1	5	4	6	3	0	1
と畜頭数に占める割合	0.01%	0.06%	0.05%	0.07%	0.02%	0%	0.01%

(b) ウイルス学的検査（PCR法）

現場と畜検査時に地方病性牛白血病を疑う病理的所見で保留となった牛について、心残血等によるリアルタイムPCR法を実施した。

種別	精密検査理由	検査頭数	陽性※
牛	牛白血病	9	8

※全部廃棄については、総合所見にて措置

B 食品衛生法および衛生管理に関する検査

(a) 衛生管理に関する検査

牛、豚枝肉の拭き取り検査を行い、枝肉の微生物汚染の実態を調査し、衛生指導の資料として活用した。

検 体	種別	一般細菌数	大腸菌群数
枝肉拭き取り	牛	172	123
	豚	300	205
合計		472	328

(b) 残留抗生物質に関する検査（簡易法）

厚労省通知に基づき、牛5頭、豚5頭（計20検体）について収去検査（モニタリング検査）を実施した。その結果、すべて陰性であった。

(ウ) 病理検査

全身性疾病を疑う個体や特異病変を認めた臓器について、牛21頭、豚11頭、馬2頭で病理組織学的な精密検査を実施し検査結果に反映させた。

畜種	区分	月											合計 (頭)		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3	
牛	炎症	1	1				1								3
	変性				1				1	1	1			4	
	腫瘍				1		1	1	1			1		5	
	寄生虫														
	白血病	1	1	2	1		2	1				1		9	
豚	炎症						1	2			1	1		5	
	変性		1	2					1				1	5	
	寄生虫										1			1	
馬	変性				1						1			2	

(I) 伝達性海綿状脳症（TSE）スクリーニング検査

A 牛のスクリーニング検査

平成13年10月18日からスクリーニング検査を実施し、平成16年に1頭BSE検査陽性牛を摘発した。なお、法改正を受けて、平成29年4月以降は健康牛のスクリーニング検査は行っていない。平成30年度の有症牛の検査結果は下表のとおりすべて陰性であった。

B めん羊・山羊のスクリーニング検査

平成17年10月1日から12ヶ月齢以上のめん羊および山羊のスクリーニング検査を実施してきたが、法改正を受けて、平成28年度6月から健康畜のスクリーニング検査を廃止した。以降は有症畜のみを検査対象としているが、平成30年度は検査実績がなかった。

〈平成 30 年度 TSE スクリーニング検査結果〉

牛(とくを含む)		めん羊		山羊	
検査頭数	陽性頭数	検査頭数	陽性頭数	検査頭数	陽性頭数
16	0	0	0	0	0

**(2) 食鳥肉の衛生確保**

管内唯一であった大規模食鳥処理場が平成 25 年度中に廃業したため、これ以降、食鳥検査は実施していない。

認定小規模食鳥処理場については、各保健所が管轄しているが、このうち1施設について施設・食鳥肉の細菌汚染調査(微生物学的検査)を実施し、結果を施設側にもフィードバックするなど、保健所の衛生監視指導に協力した。

## 2 市場食品検査課

### (1) 監視指導

平成 30 年度の営業施設の監視指導件数は 1,891 件であった。通常の監視指導に加えて、「せり」前の食品の収去検査、営業施設等の監視指導を行うため、午前 4 時からの早朝勤務を 38 日(延人員 42 名)実施した。

業 種		施 設 数	実施延監視回数
許 可 業 種	飲 食 店 営 業	5	76
	食 肉 販 売 業	1	29
	魚 介 類 販 売 業	40	711
	魚 介 類 せ り 売 り 営 業	2	198
	食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業	1	20
	氷 雪 販 売 業	1	7
	そ う ざ い 製 造 業	10	172
	乳 類 販 売 業	8	10
	簡 易 喫 茶 店 営 業 等	7	3
	小 計	75	1226
届 出 業 種	食 品 製 造 業	3	35
	野 菜 果 物 販 売 業	22	368
	菓 子 販 売 業	2	17
	食 品 販 売 業 ( 上 記 以 外 )	17	219
	器 具 容 器 包 装 販 売 業	2	26
小 計	46	665	
合 計	121	1,891	

### (2) 食品等の試験検査

平成 30 年度、食品等の試験検査(設備・器具等の拭き取り検査含む。)を行い、微生物学的検査、理化学的検査(放射性物質含む)等合わせて 503 検体、7,999 項目の検査を実施した。

#### ア 収去検査

食品の収去検査は 243 検体、7,479 項目の試験検査を実施した。

なお、残留農薬、食品添加物の一部、放射性物質等の検査計 68 検体は県保健研究センターへ依頼した。

食品分類	収去検体数	法令基準違反検体数	検査項目数合計	検査項目																															
				微生物学的検査										化学的検査				その他																	
				小計	細菌数	大腸菌群	E.coli	E.coli最確数	黄色ブドウ球菌	サルモネラ属菌	腸炎ビブリオ	腸炎ビブリオ最確数	腸管出血性大腸菌O157	腸管出血性大腸菌O26	カンピロバクター	クロストリジウム属菌	恒温試験		無菌試験	小計	ソルビン酸	デヒドロ酢酸	安息香酸	サツカリナトリウム	二酸化イオウ	亜硝酸根	揮発性塩基窒素	トリメチルアミン	T.T.C	塩分濃度					
鮮魚介類	16		92	80	16	16	14		14	6	14											6	6												
生食用鮮魚介類	22		110	110	22	22	22		22			22																							
生食用貝類	4		20	20	4	4	4		4			4																							
生食用かき	8		46	32	8		8	8			8																		8	6					
魚介加工品	49		232	232	49	49	49		49	24	12																								
魚肉ねり製品	4		28	16	4	4	4		4													12	4	4	4										
食肉	2		10	10	2	2	2		2	2																									
食肉製品																																			
冷凍食品																																			
めん類	11		44	44	11	11	11		11																										
弁当	21	1	88	88	21	21	21		21		4																								
そугざい	18		80	80	18	18	18		18	8																									
漬物	4		24	18	4	4	4		4		2											6	2	2	2										
調味料	1		4	4	1	1	1		1																										
野菜加工品	3		12	12	3	3	3		3																										
菓子	1		4	4	1	1	1		1																										
缶詰・瓶詰食品等																																			
豆腐	10		40	40	10	10	10		10																										
卵液卵	9		45	45	9	9	9		9	9																									
合計	183	1	879	835	183	175	173	8	181	49	32	34									44	6	6	6		6		6		8	6				



平成30年度収去検査数

検査機関：保健研究センター

食品分類	収去検体数	法令基準違反 検体数	検査項目数合計	過酸化水素	イマザリル	オルト フェニル フェノール	ジフェニル	チアベンダ ゾール	水銀	残留農薬 (116項目)	放射性物質
鮮魚介類 ※1	8		8						8		
魚介加工品 ※2	4		4	4							
果物	4		480		4	4	4	4		464	
野菜	52		6,108							6,032	76
合計	68		6,600	4	4	4	4	4	8	6,496	76

※1 鮮魚介類において、8検体中4検体は微生物学的検査も実施しており、前表の収去検体件数に計上している。

※2 魚介加工品において、4検体すべて微生物学的検査も実施しており、前表の収去検体件数に計上している。

## イ 収去検査以外の検査

中央卸売市場内の営業施設の設備・器具等の拭き取り検査を、260 検体(520 項目)について実施した。なお、検査の結果、まな板 6 検体、冷蔵庫・冷凍庫の取手 2 検体、選別台 1 検体から黄色ブドウ球菌が検出され、営業者及び従事者に対して食品の衛生的な取扱指導を行った。

食品分類	検体数	合計	検査項目	
			大腸菌群	黄色ブドウ球菌
器具等の拭き取り	260	520	260	260

### (3) 違反食品、県指導基準不適合食品

収去検査等の結果、成分規格に適合しない食品は今回発見されなかったが、県指導基準に適合しない食品が 1 件あり、当該食品取扱事業者に対し、食品の衛生的な取扱及び衛生管理について指導した。

その後、当該食品については再検査を行い、最終的に県指導基準適合となった。

#### 奈良県指導基準不適合

収去月日	品名	不適事項
10月15日	弁当(とんかつキャベツ添え)	E.coli陽性

### (4) その他不良食品

市場内流通食品の収去検査等の結果、衛生規範に適合しない食品はなかった。

### (5) 苦情・相談

平成 30 年度の苦情及び相談件数は 13 件であった。

その内訳は、検査に関する相談が 5 件、食品への異物の付着及び混入(寄生虫含む)等の相談が 2 件、変質及び異臭等の相談が 2 件、衛生的取扱に関する相談が 1 件、化学物質の規制値に関する相談が 1 件、廃棄物の処理に関する相談が 1 件、使用水に関する相談が 1 件であった。

### (6) その他

#### ア 貝毒情報による監視

春先から下痢性または麻痺性の貝毒による毒化が見られるため、農林水産省、厚生労働省及び都道府県(主に、貝の生産地を有する県等)からの貝毒情報(麻痺性貝毒、下痢性貝毒が規制値を越えたことによる出荷自主規制措置の発令、解除の状況)の提供があり、当該情報に基づき監視を行った。平成 30 年度は、アサリ、ホタテ、カキ等について各方面より情報があつた。

#### イ 一斉取締及び予防啓発

平成 30 年度食品・添加物等の夏期一斉取締(7月1日～8月31日)及び年末一斉取締(12月1日～30日)を実施した。

なお、夏期一斉取締については、8月1日～31日、食品衛生月間行事として、市場内に食中毒予防啓発ポスターの貼付及び食品関係事業者への配付に加え、食品衛生に関して注意を喚起する横断幕を設置し、啓発推進に努めた。又、8月2日及び23日は郡山保健所の協力のもと食品衛生監視車により食中毒予防啓発メッセージの流布を行った。

## ウ 講習会等の開催

HACCPによる衛生管理の制度化を間近に控え、市場内食品関係事業者を対象に8月に制度の概要および一般衛生管理のうち5Sを中心とした衛生管理の具体的な方法に関する講習会を開催した。

ノロウイルス食中毒予防啓発のため講習会を開催した。5月～10月に各事業者が参加しやすい形で日程や時間帯を変え延べ4回実施した。

市場協会主催のイベント「夏休みチビッ子市場探検」において、一般参加者に対し食品衛生の啓発コーナーを担当し、食中毒予防を中心に説明した。

開催日	場所	名称	延べ人数
5月22日 他3回	管理棟見学者コーナー 他	ノロウイルス食中毒予防に係る講習会	23
7月28日	管理棟見学者コーナー	「夏休みチビッ子市場探検」参加者食品衛生啓発コーナー	115
8月24日	管理棟大会議室	市場HACCP導入に向けた衛生管理講習会	43
3月8日	卸売業者A会議室	卸売業者A衛生管理講習会	34

## エ 他市場の見学

近隣自治体の中央卸売市場への早朝見学を行った。6月に京都市中央卸売市場第一市場、9月に大阪府中央卸売市場、3月に神戸市中央卸売市場本場において、せり時の状況や衛生管理方法について見学を実施した。

### Ⅲ 調査研究

#### 1 研究発表

##### 年度別研究発表

年度	演題及び発表者名	発表者	学会名
15	食鳥の <i>Campylobacter</i> 及び <i>Salmonella</i> 保菌調査と生産現場へのフィードバック	森永浩二	日本獣医公衆衛生学会 (近畿)
	皮膚型牛白血病の1例	堂上文生	全国食肉衛生技術研修会衛生 発表会
16	組織学的検査を実施した食品の苦情事例	長石貞保	奈良県衛生関係職員協議会研 修会
	肝臓非腫瘍部にアミロイド変性を認め た牛の肝細胞癌	堂上文生	全国食肉衛生検査所協議会近 畿ブロック技術研修会
17	豚枝肉の微生物汚染実態調査について	光岡恵子	奈良県衛生関係職員協議会研 修会
18	牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク (GFAP) 残留量調査について	金井洋子	近畿食品衛生監視員研修会
20	牛の舌に認められた潰瘍性病変につい て	佐藤健一	奈良県衛生関係職員協議会研 修会
21	牛の疣贅性心内膜炎について	内田美枝	奈良県衛生関係職員協議会研 修会
	牛枝肉表面の拭き取り検査結果解析に ついて	内田美枝	全国食肉衛生検査所協議会近 畿ブロック技術研修会
22	地方病型牛白血病の補助診断法の検討に ついて	内田美枝	奈良県衛生関係職員協議会研 修会
	豚丹毒の摘発状況と分離菌の性状につい て	内田美枝	全国食肉衛生検査所協議会近 畿ブロック技術研修会
23	と畜場に搬入されたヒネ豚の病態について	内田美枝	全国食肉衛生技術研修会衛生 発表会
	病牛における動物用医薬品使用状況と残 留抗生物質簡易検査法モニタリング	阿久津喜規	全国食肉衛生検査所協議会近 畿ブロック技術研修会
	豚の白血病の一症例について	長石貞保	全国食肉衛生検査所協議会近 畿ブロック技術研修会
24	肺血栓症を認めた牛の敗血症事例につ いて	内田美枝	全国食肉衛生技術研修会衛生 発表会
	豚の非定型抗酸菌症の集団発生と分離菌 について	阿久津喜規	全国食肉衛生検査所協議会近 畿ブロック技術研修会

25	と畜検査で摘発した牛白血病の疫学的特徴と妊娠黒毛和種における牛白血病ウイルスの母子感染例	内田美枝	全国食肉衛生技術研修会衛生発表会
	奈良県食肉センターにおける牛白血病の病理学的診断について	安藤裕理子	奈良県衛生関係職員研修会
26	奈良県食肉センターにおける枝肉および場内の拭き取り衛生検査について	安藤裕理子	全国食肉衛生技術研修会衛生発表会
	奈良県食肉センターに搬入された牛から分離した腸管出血性大腸菌	安藤裕理子	獣医学術近畿地区学会
	枝肉の水腫と総蛋白量及びアルブミン量との関係性について	藤田圭佑	全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロック技術研修会
27	中央卸売市場における拭き取り検査の現状	榮井毅	奈良県衛生関係職員研修会
	中央卸売市場における苦情対応の実情	榮井毅	奈良県衛生関係職員研修会
	奈良県食肉センターへ搬入された牛の膀胱結石に関する一考察	内田美枝	奈良県衛生関係職員研修会
	肉用牛に見られた石灰沈着症	前田寛之	奈良県衛生関係職員研修会
	奈良県食肉センターにおける感染性疾病に係る全部廃棄措置の状況について	川上憲俊	奈良県衛生関係職員研修会
28	獣畜の血液生化学検査における採血部位の比較検討	久保彩子	奈良県衛生関係職員研修会
	牛白血病における迅速な免疫組織化学染色法の検討	笹野憲吾	奈良県衛生関係職員研修会 全国食肉衛生技術研修会衛生発表会
	奈良県食肉センターにおける牛枝肉の拭き取り検査部位について	大月翼	奈良県衛生関係職員研修会
	中央卸売市場における苦情相談について（事例報告[誌上発表]）	瀬口修一	奈良県衛生関係職員研修会
29	と畜検査で黄疸を疑診する指標となる色見本モデルの作成	久保彩子	奈良県衛生関係職員研修会
	と畜検査時にみられた牛肝臓病変	笹野憲吾	奈良県衛生関係職員研修会

30	溶血検体のビリルビン測定方法の検討	久保彩子	奈良県衛生関係職員研修会
	同一牛群にみられた肺嚢胞症例	笹野憲吾	奈良県衛生関係職員研修会 近畿食品衛生監視員研修会
	HACCP 試行中の枝肉の細菌汚染調査	竹中恵子	奈良県衛生関係職員研修会
	と畜検査で認めた肝細胞癌が全身に転移した牛の症例	笹野憲吾	獣医学術近畿地区大会
	糞便性大腸菌群 ( <i>E. coli</i> ) 試験等におけるガストラップチップの導入	川西洋一	奈良県衛生関係職員研修会

## (1) 溶血検体のビリルビン測定方法の検討

食品衛生検査所 食肉検査課

○第二係 久保彩子

### 1. はじめに

と畜検査において疾病罹患が疑われる牛豚を発見したときは、必要に応じて採血をし、血液生化学検査を実施しているが、採取した血液が溶血している場合がある。溶血検体の血清は赤色透明を呈し、検査項目によっては測定値に多大な影響を与える。しかしながら、と畜検査では諸般の事情で再採血は不可能である場合が多い。

特に、黄疸の判定に重要となる血清総ビリルビン値（以下 T-Bil 値）は、当所で通常行っているドライケミストリー法による測定では溶血の影響で誤差が生じやすい。

このため、溶血の影響を受けにくい測定法とされているバナジン酸酸化法（以下 E-HA テスト）を導入出来ないか検討したので、その結果を報告する。

### 2. 材料および方法

#### (1) 溶血液の調製

奈良県内の一農場で生産された肥育豚一頭を供試動物とし、と殺放血時にプレーンのアシストチューブに頸動脈血を 100mL 程度採取した。これを遠心分離(3000rpm,10 分間)して非溶血血清を得た。

また血球材料として、頸動脈血の一部をヘパリン処理した採血管に採取し、生理食塩水で洗浄、上清を除去し、凍結融解を繰り返し行うことにより赤血球を破壊した血液状の液体(以下、これを便宜的に溶血液<sup>1)</sup>と呼ぶ)を調製した(図1)。

#### (2) 溶血液添加血清の調製

溶血液を上記の非溶血血清に添加し、1.5 倍希釈により 100~3844 倍までの溶血液添加血清を調製した(表1)。さらに、肉眼的比色により溶血程度を(-), (±), (+), (++)および(+++)の5段階に区分し、色見本<sup>2)</sup>を作成した(図2)。

#### (3) 溶血液添加血清の T-Bil 値の測定

##### A: ドライケミストリー法

当所では、乾式臨床生化学自動分析装置(SP-4430: アークレイ社製)を用いて実施している。試料中の間接および直接ビリルビンは、ダイフィリンの存在下でジアゾニウム塩と反応し、赤色のアゾビリルビンを生成する。アゾビリルビンが試薬と反応して出来る検出層で生成された赤色の呈色物質を比色定量して測定するため、溶血検体のヘモグロビンによる赤色は測定値に大きな影響を与える。

上記で得た非溶血血清の T-Bil 値を本方法で測定したところ、0.2mg/dL であった。

さらに溶血液添加血清の T-Bil 値を本方法により測定した(表2)。

##### B: E-HA テスト

総ビリルビン E-HA テスト<sup>3)</sup> (血液検査用総ビリルビンキット) はビリルビンがメタバナジン酸の作用によりビリベルジンに酸化される際の黄色の減少を吸光度差によって測定するため、溶血の

影響を受けにくい。しかし、ドライケミストリー法と比較し、測定時間やコストがかかる点から全検体で適用するのは現実的ではない。なお、当所は測定に必要な自動分析装置として分光光度計 (UV-1800 島津社製) を使用している (用手法)。

溶血液添加血清の T-Bil 値を本方法により測定した (表 2)。

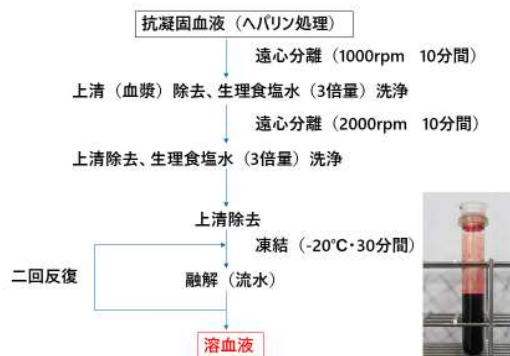


図 1 溶血液の調製

試験管番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
血清	5.94mL	2	2	2	2	2	2	2	2	2
溶血液	0.06mL	4	4	4	4	4	4	4	4	4
最終希釈倍率	100	150	225	338	506	759	1139	1709	2563	3844
溶血程度	+++	++	++	+	+	±	±	±	-	-

\* 溶血程度：肉眼的比色による

表 1 溶血液添加血清の調製法

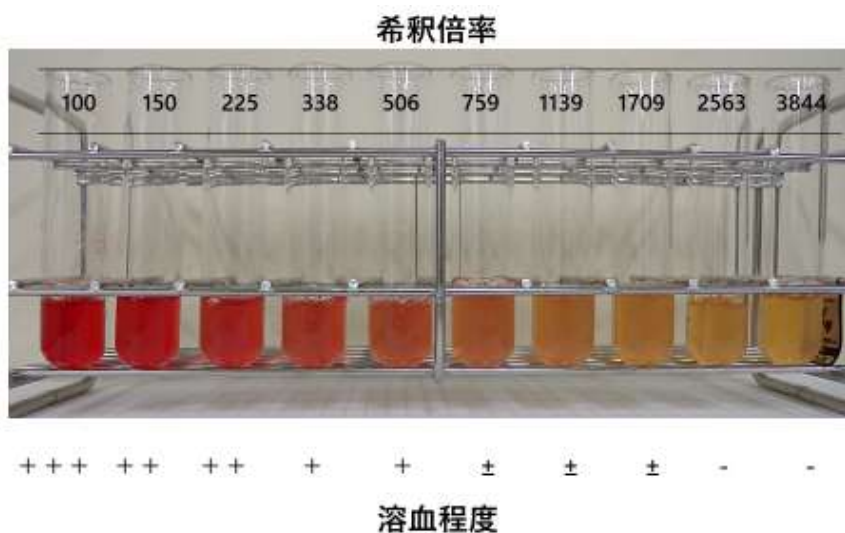


図 2 溶血液添加血清色見本

試験管番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
血清	5.94mL	2	2	2	2	2	2	2	2	2
溶血液	0.06mL	4	4	4	4	4	4	4	4	4
最終希釈倍率	100	150	225	338	506	759	1139	1709	2563	3844
溶血程度	+++	++	++	+	+	±	±	±	-	-
スポットケム T-Bil値 (mg/dL)	1.6	1.0	0.6	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
E-HA テスト T-Bil値 (mg/dL)	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2

豚 T-Bil正常値：0.1~0.6 mg/dL

表 2 測定方法別 T-Bil 値の比較



### 3. 結果

ドライケミストリー法により測定した T-Bil 値 (A) は、非溶血血清の測定値 0.2mg/dL よりも高値を示し、特に肉眼的溶血程度が (++) 以上の検体は溶血が測定値に明らかに影響を与えていることが確認された。一方、E-HA テストの測定値 (B) は非溶血血清の測定値 0.2mg/dL とほぼ一致していた (図 3)。

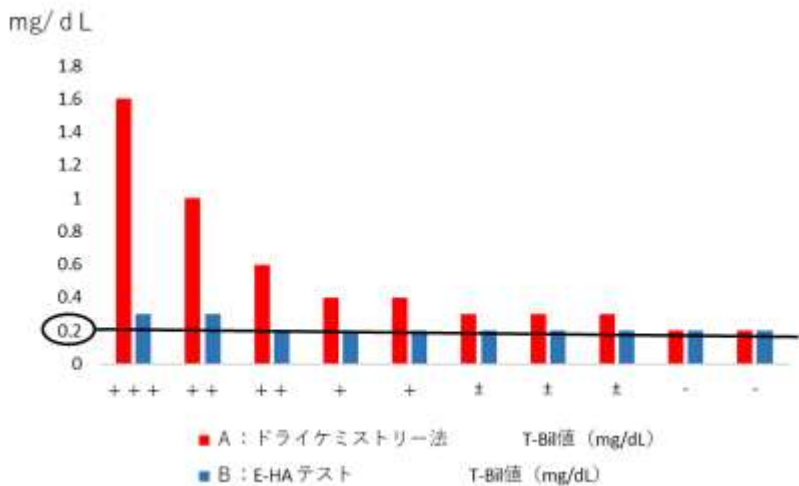


図 3 測定方法別 T-Bil 値の比較

### 4. 考察

E-HA テストの測定値は非溶血血清の測定値 0.2mg/dL とほぼ一致していたことから、本試験法は確かに溶血の影響をほとんど受けていないことが確認された。一方、ドライケミストリー法による測定では、肉眼的溶血程度が (++) 以上と判定された検体の測定値は、正常値 (豚: 0.1~0.6mg/dL) と比較して明らかに高値を示し、溶血が測定値に多大な影響を与えていることが確認された。

そこで、今回の検証結果から、作成した色見本を用いて肉眼的溶血程度が (++) 以上であると判定された検体においては、溶血が測定値に与える影響を考慮し、E-HA テストの実施を検討したいと思う。

なお、今回は人工的に調製した溶血検体のみを用いた検証であったが、今後はと畜工程の中で採取した実際の溶血検体の溶血程度を作成した色見本を用いて評価し、E-HA テストを実施してその妥当性を検証していきたいと考えている。

### 文献

- 1) 押田敏雄・吉川康宏・小林義浩・坂田亮一・田中享一：日豚会誌 25 巻 3 号 113-118 1988
- 2) 押田敏雄・吉川康宏・小林義浩・坂田亮一・田中享一：日豚会誌 25 巻 3 号 119-124 1988

## (2) 同一牛群にみられた肺嚢胞症例

奈良県食品衛生検査所

○笹野憲吾

### 1. はじめに

と畜検査でみられる疾病は炎症や変性に大別されるが、嚢胞は炎症性または変性と様々な原因によって形成される。嚢胞とは、体内で病的に発生した嚢状物で、単層の被膜(上皮)に包まれ内部に液状成分を含む。形態は球状で単房状または多房状のものがある。嚢胞は先天性や孤立性であるものが多いが、腫瘍性や炎症の経過によるものや寄生虫感染などがある。

今回、同一牛群において肺に多発する嚢胞がみられたので報告する。

### 2. 検査牛の概要

平成 30 年 2 月に同一牛群の内6頭がと畜場に搬入され、と畜検査を実施した。牛 6 頭は肉用種、原産地はオーストラリア、平成 28 年 10 月に約 8 カ月齢で日本に輸入され、その後奈良県内で育成された。解体後検査では、6頭で肺に1個から数個の嚢胞が確認された。何れも嚢胞は肺実質内にみられ、乳白色の上皮により透明な液体を包み、上皮内壁は隆起していた。多数の嚢胞が確認された1頭について病理組織学的検査を実施した。

### 3. 病理組織学的検査結果

嚢胞は何れも単包状で周囲の肺組織は圧迫されていた。嚢胞の壁は好酸性の厚いクチクラ層で内張されており、周囲を円柱上皮細胞が並び、類上皮細胞、次に好酸球が少数混じるリンパ球や形質細胞によって覆われ、最外膜は結合組織で包囲されていた。また、類上皮細胞層には稀に多核巨細胞がみられた。一部隆起するクチクラ層に包まれた嚢胞腔内には好塩基性無構造物である石灰沈着がみられた。

### 4. 結果・考察

肺における嚢胞は単包状で好酸性の厚いクチクラ層がみられたことから、単包条虫(*Echinococcus granulosus*)が感染し嚢胞を形成したと推察された。単包条虫は終宿主であるイヌ科動物の小腸に寄生し、糞便と共に虫卵が排泄される。虫卵は中間宿主である有蹄類(羊、山羊、牛、豚、馬など)やヒト、サルなどに経口摂取されると、小腸で孵化した六鉤幼虫が肝臓や肺に移行し包虫嚢を形成する。包虫嚢は包虫液で満たされ、壁はクチクラ層と胚層から構成され、内腔に原頭節、繁殖胞を形成する。今回みられた包虫嚢内には原頭節がみられなかったが、原頭節は 1mm 以下で小さいため検索範囲外に存在したか、包虫嚢壁の胚層消失や石灰沈着があることから感染後の経過が長く原頭節が消失したと考えられた。

ヒトに感染した場合、体内で増殖し寄生臓器の機能障害を引き起こす包虫症となるが、家畜の包虫感染では発症する例はまれであり、と畜検査や剖検時に虫体が発見される場合が多い。と畜検査で発見される包虫嚢は単包条虫と多包条虫(*E.multilocularis*)があり、多包条虫は豚で単包条虫は牛や羊で寄生が認められる。また、多包条虫の包虫嚢は組織浸潤があり嚢形は不定形多房状で単包条虫のそれと鑑別できる。多包条虫は終宿主(キツネなどイヌ科動物)と中間宿主(主にネズミ)で維

持され、分布域は北半球、日本では北海道で高度に流行している。一方、単包条虫は世界中に広く分布し、特にアフリカ、地中海、中近東、中国、南米、オーストラリアに流行している。今回感染が確認された牛群は原産地が単包条虫流行地域であるオーストラリアであり、感染後に日本へ輸入されたと考えられた。日本での単包条虫の流行は確認されていないが、単包条虫に感染した生肉をイヌ科動物が摂食するとまん延する可能性があるため、適切な感染防止処置が求められる。

#### 5. まとめ

と畜検査で同一牛群の肺にみられた嚢胞は単包条虫の感染によるものであり、オーストラリアから輸入した牛群であった。よって流行地域からの輸入牛はと畜検査時に単包条虫感染の確認が重要である。

### (3) HACCP 試行中の枝肉の細菌汚染調査

奈良県食品衛生検査所

○竹中恵子 前田寛之

#### はじめに

と畜場法改正により、今後、全と畜場で HACCP 導入が義務化される。このため、当と畜場で、奈良県食肉公社が HACCP 導入に向けて練習を行っている。そこで、HACCP 導入時に微生物汚染のリスクが高い場所を確認するため、牛枝肉の一般細菌数を調査した。

#### 材料及び方法

平成 29 年 6 月 29 日から平成 30 年 1 月 25 日の間、HACCP 試行下（以下、HACCP 時とする）で解体された牛 18 頭において、右側枝肉を①後肢②肛門周囲③腹部④後背部⑤胸部⑥前背部⑦前肢⑧頸部の 8 カ所に区分し、剥皮後、洗浄後の 2 ポイントとし、それぞれ  $10 \times 10 \text{ cm}^2$ 、滅菌生理食塩水を浸潤させた滅菌プースを用いて拭き取りを行った。プースを滅菌生理食塩水で 10 倍または 20 倍希釈し、ストマッカー 3 分攪拌したものを試験菌液とし、標準寒天培地または「MC-Mediapad”一般細菌用”」で 37 度 48 時間培養し一般細菌の cfu/cm<sup>2</sup>を算出した。

また、今回の枝肉洗浄後の結果と、当検査所で通常行っているふき取り検査結果を比較した。通常ふき取り検査の培養条件は上記と同一である。また、他検査所との比較として枝肉一般細菌数の全国平均値と比較した。

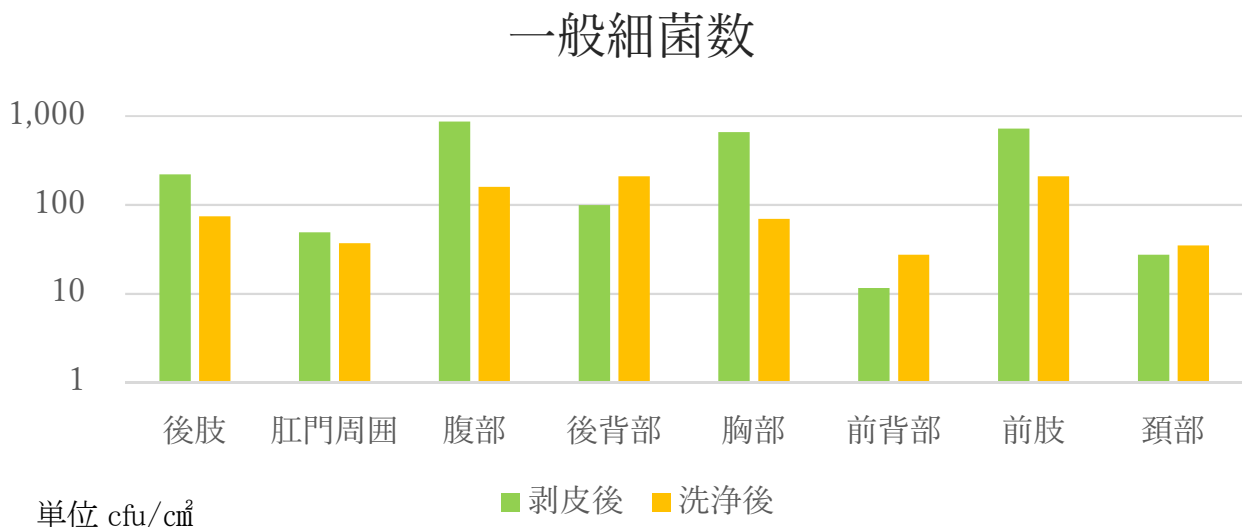
#### 結果および考察

表 1 一般細菌数の平均値

	後肢	肛門周囲	腹部	後背部	胸部	前背部	前肢	頸部
剥皮後	219.6	48.9	864.4	99.4	657.9	11.6	720.2	27.5
洗浄後	74.2	36.9	158.6	208.8	69.3	27.3	209.2	34.7

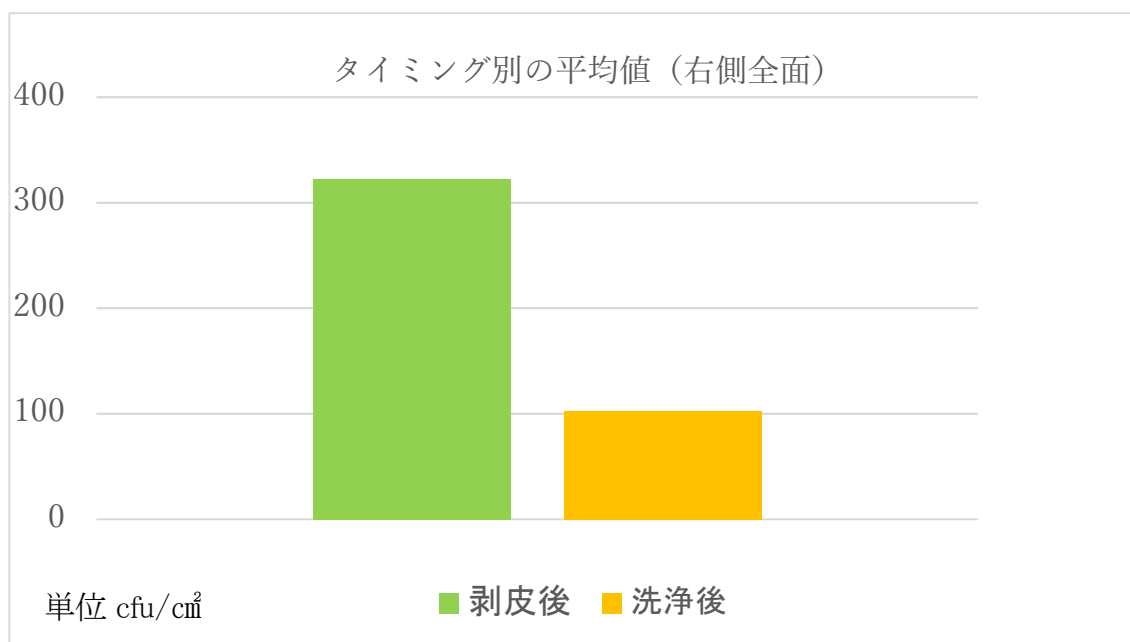
単位 cfu/cm<sup>2</sup>

図 1 一般細菌数の平均値



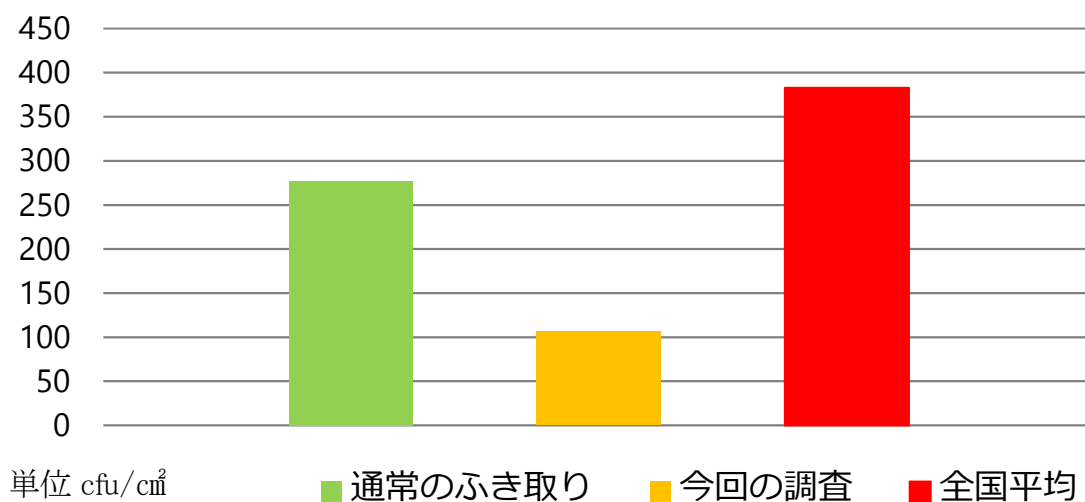
部位別の一般細菌数の平均値では、剥皮後と洗浄後に統計上の有意差を認める部位はなかった。

図2 タイミング別一般細菌数の平均値



8カ所の部位の合計をタイミング別で一般細菌数を比較すると、剥皮後よりも洗浄後の方が有意に(※ $p<0.05$ )低かった。

図3 通常ふき取り検査と全国平均値との比較



HACCP 時の枝肉洗浄後と、通常ふきとり検査時の一般細菌数の比較では、統計上の有意差は認められなかった。しかし、HACCP 時の枝肉洗浄後と全国平均値との比較では、今回の調査の値が有意に(※ $p<0.05$ )低かった。

本来牛の皮下組織は無菌状態のはずである。しかし、解体行程で人の手やナイフ、器具等と接触、残毛や腸管内容物等が付着し枝肉は細菌汚染されていく。今回体毛や糞便が付着しやすい剥皮後と、枝肉洗浄後と比較して大きな差が認められなかった。予想より無菌的に剥皮が行われているなら問題はないが、枝肉洗浄後、ふき取りを行うまでに枝肉が汚染される可能性も考えられた。作業工程を観察すると、洗

浄機通過後のジェット洗浄において、枝肉外側を洗ってから臓器側を洗うことが度々見られ、臓器側の汚れや天井、壁の汚れが枝肉表面に付着している可能性があった。枝肉上半身においては輸送時に手で押すことや、壁や台にぶつけて汚染されることが考えられる。その他、HACCP 時の枝肉は、冷蔵庫に入る際に屋外のプラットホームを通過し、レール切り替えの紐に枝肉下半身が触れており、そこで細菌汚染される可能性があった。

#### まとめ

今回の結果から、HACCP が導入されれば、今までよりは枝肉の細菌汚染は減ると思われた。しかし、洗浄後のジェットのかけ方や輸送ルートに再検討を要すると、食肉公社に提言していきたい。

#### (4) と畜検査で認めた肝細胞癌が全身に転移した牛の症例

奈良県食品衛生検査所 笹野憲吾

##### 1. はじめに：

当所の牛のと畜検査でみられる腫瘍は牛白血病によるものが多く、他の腫瘍はまれである。今回、肝臓に原発する腫瘍とこの全身性の転移、また、高度の黄疸を認め全部廃棄処分となった症例を経験した。肝臓の原発性腫瘍は、肝細胞腺腫や胆管腫の良性腫瘍と、肝細胞癌、肝芽腫、胆管癌やカルチノイドなどの悪性腫瘍がある。当該牛の腫瘍は病理組織学的検査で肝細胞癌と診断した。

##### 2. 材料および方法：

一般畜として搬入された症例牛（黒毛和種、去勢、26 ヶ月齢）について、血清を用いて血液化学的検査を、全血を用いて牛白血病ウイルスのリアルタイム PCR 検査を実施した。腫瘍についてパラフィン材料を作製し、HE 染色、PAS 染色、マッソントリクローム染色及びグリメリウス染色を実施した。

3. 結果：(1)肉眼所見：当該牛は解体後検査で、肝臓右葉に硬結感を伴う成人頭大の白色腫瘍がみられ肝臓全体に小腫瘍も散発し、肝門リンパ節も腫瘍がみられた。腫瘍断面は充実し、肝実質との境界は明瞭であった。また、血行性転移により肺に小腫瘍が多発、縦隔リンパ節は顕著に腫大し腫瘍がみられ、胸壁、腹壁および大網に播種性転移した腫瘍が散発していた。心臓の房室弁と体幹皮下組織は黄染し、腎臓は出血性梗塞がみられた。(2)血液化学的検査：T.Bil 値 4.1mg/dL、GGT 値 >1,500IU/L といずれも高値を示した。(3)微生物学的検査：牛白血病ウイルス遺伝子は検出されなかった。(4)病理組織学的検査：HE 染色で、結合織により不規則な区画に分けられた腫瘍細胞が充実性に増殖しており正常な肝細胞は圧迫消失していた。また、腫瘍は一部に索状や腺腔構造もみられた。腫瘍細胞は卵円形から多形で、細胞境界は不明瞭、一部泡沫状の好酸性細胞質で、まれに細胞質内に好酸性顆粒がみられた。核は類円形、大小不同で多数の核分裂像もみられた。腫瘍細胞の細胞質内顆粒は PAS 染色で陽性、グリメリウス染色で陰性であった。

4. 考察および結語：本症例は高度の黄染と高ビリルビン値、肝障害がみられ高度の黄疸と診断した。また、肝障害の原因は腫瘍細胞増殖によるものであった。腫瘍は明瞭な管腔構造がみられず偽腺管様であり、細胞は索状構造が乏しく充実性増殖で細胞異型性を強く示す肝細胞癌であると診断した。また、腫瘍は肝門付近に原発し、血行性及び播種性に転移しており悪性の傾向が強かった。

## (5) 糞便性大腸菌群(*E. coli*)試験等におけるガストラップチップの導入

食品衛生検査所市場食品検査課 ○川西洋一 瀬口修一 田中尚

### 1. はじめに

食品衛生検査所市場食品検査課では、中央卸売市場内における衛生的かつ安全な食品等の提供を確保し、飲食に起因する衛生上の危害を未然に防止することを目的として、中央卸売市場内に流通している食品の収去検査を実施している。そのうち年2回冬期に実施している生食用かきの収去検査では、成分規格に定められた *E. coli* 最確数の試験を実施している。その中で、*E. coli* 最確数の算定の基となる EC 発酵管について、*E. coli* 陽性か否かの判定が困難な場合があった。そこで、*E. coli* 試験等において判定が容易であるガストラップチップを導入したので報告する。

### 2. 市場食品検査課における生食用かきの収去検査

〔対象〕魚介類せり売営業者（2事業者）

平成29年度収去実績：12月4日（計4検体）、1月30日（計6検体）

※ 午前5時頃に2人で収去（午前4時から勤務）

〔成分規格〕細菌数：50,000以下/1g

*E. coli* 最確数：230以下/100g

腸炎ビブリオ最確数：100以下/1g（むき身にした生食用かきのみ）

〔検査項目〕細菌検査：細菌数、*E. coli* 最確数、腸炎ビブリオ最確数、黄色ブドウ球菌

理化学検査：塩分濃度測定、TTC試薬による鮮度試験

※ 収去当日の検査は8:30~12:45の間に3人で実施

### 3. ガストラップチップの導入

*E. coli* 最確数の試験では、確定試験及び完全試験を行わず、EC発酵管内のガス発生の有無のみで *E. coli* 陽性か否かの判定を行い、最確数表にあてはめて算出するが、食品残渣が多い場合、または発生するガスが微量である場合、ダーラム管内に捕集されたガスの有無を確認しにくい。

そこで、ダーラム管の代わりにガストラップチップをEC発酵管に入れ、*E. coli* 試験を実施した。*E. coli* 陽性の場合、ガストラップチップの浮上を確認でき、判定が容易になった。

### 4. まとめ

生食用かきの成分規格の一項目である *E. coli* 最確数については、EC発酵管内のガス発生の有無のみで判定する必要がある。しかしながら、EC発酵管内のダーラム管に捕集されたガスの有無を確認することが困難な場合があった。そこで、ダーラム管の代わりにガストラップチップを使用することで、*E. coli* 試験における判定が容易になった。

〔参考文献〕

食品衛生検査指針微生物編：日本食品衛生協会，172~183，2015

角田光淳ら：大腸菌群試験およびEC試験における繊維束管を用いたガス産生判定法，食品衛生学雑誌，44(1)，54~58，2003

角田光淳ら：綿・チューブによる液体培地のガス捕集法，食品衛生研究，52(12)，79~83，2002



## 2 研修・講習会等への参加

年 月 日		名 称	場 所	参加人数	
				食肉	市場
平成 30 年	6 月 27 日	近畿地区市場食品衛生検査所協議会	姫路市		2
	6 月 29 日	奈良県衛生関係職員研修会	大和郡山市	8	3
	7 月 18 日 19 日	全国食肉衛生検査所所長会議及び全国大会	新潟市	1	
	8 月 30 日 31 日	近畿食品衛生監視員協議会研修会	京都市		3
	10 月 4 日 5 日	全国食肉衛生検査所協議会理化学部会 総会・研修会	宇都宮市	1	
	10 月 24 日 25 日	全国食品衛生監視員研修会	東京都		1
	10 月 26 日	全国食肉衛生検査所協議会 近畿ブロック会議及び技術研修会	京都市	3	
	11 月 1 日 2 日	全国市場食品衛生検査所協議会 全国大会	大阪市		3
	11 月 7 日	全国食肉衛生検査所協議会微生物部会 総会・研修会	横浜市	1	
	11 月 9 日	地方衛生研究所全国協議会 近畿支部自然毒部会研究会	神戸市		1
	11 月 15 日 16 日	全国食肉衛生検査所協議会病理部会 総会・研修会	相模原市	1	
平成 31 年	1 月 25 日	全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロッ ク理化学検査担当者会議	神戸市	2	
	2 月 6 日	全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロッ ク病理検査担当者会議	大阪市	1	
	2 月 19 日	全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロッ ク微生物検査担当者会議	京都市	1	
	3 月 15 日	食肉検査課業績発表会	大和郡山市	10	

### 3 その他の事業

#### (1) 職員の安全衛生管理

職員は、業務上の罹患機会が多いので、一般健康診断、トキソプラズマ検診、有機溶剤取扱者健診等を受診している。

#### (2) と畜関係者に対する衛生指導

##### ア 目的

安全な食肉や副生物を生産し流通させるためには、疾病の排除だけでなく、衛生的なと殺・解体・処理を行うことが重要であるため、食肉センターの衛生向上を目的として次の事業を実施した。

##### イ 事業の内容

###### (ア) 奈良県食肉センターにおける食肉の衛生確保について

本センターに関係する機関及び団体に衛生上の重点留意事項をまとめて掲示あるいは配布。

###### (イ) 体表汚染牛の搬入防止に関する取り組み

と畜場施設もしくは製品（枝肉等）の重大な細菌感染源となる生体体表の糞便付着状況について、調査、集計を行った。また、その結果を、生産者、関係部局及び団体に還元して、清潔な牛を搬入するように要請した。

###### (ロ) 牛の内臓（肝臓、心臓）の一般細菌数調査

目的：内臓処理事業者より内臓処理方法について相談を受けたため、処理方法を検討するために検査を実施した。

検査期間：5月～1月

材料採取行程と採取部位：肝臓 29 検体、心臓 32 検体について、赤物検査後、冷却 30 分～1 時間後、冷蔵 3～4 時間後の 3 回拭き取りを行った。

検査内容：一般細菌数の測定

###### (ハ) 奈良県食肉センターにおける HACCP 導入の協力・指導について

本センターの HACCP 導入に向けた（公財）奈良県食肉公社の取組に協力し、衛生管理手法、施設改修、HACCP プラン作成等について助言・指導を行っている。

#### (3) 保健所との共同事業

##### 認定小規模食鳥処理場衛生調査

認定小規模食鳥処理施設について汚染状況を把握するとともに改善指導につなげる。

実施日：10月9日、11月13日

実施者：4名（検査所及び中和保健所）

検査内容：食鳥と体、まな板、作業台、搬出カゴ、冷却用氷等の拭き取り検体（合計 16 検体）の一般細菌数、大腸菌群数、カンピロバクター、サルモネラ検査

#### **(4) 保健研究センターとの共同事業**

ジビエ動物の病原細菌および薬剤耐性菌保有調査

五條市のジビエ処理施設で食用に解体されるジビエ動物について、糞便中の病原菌等を分離し、分離株を保健研究センターに提供した。なお、保健研究センターにおいては提供菌株の薬剤耐性菌調査を実施した。

実 施：10月～1月、12回に分けて搬入

検体数：26検体

実施者：微生物担当

検査内容：大腸菌、サルモネラ、カンピロバクター

#### **(5) 食品衛生協会中央市場に対する協力及び支援**

食品関係従事者の検便検査の実施に協力するとともに、食品衛生協会が発行する食品衛生関係の情報紙及びその他資料の作製を支援した。

以下の日程で衛生管理に関する講習会を共催により実施した。

8月24日 市場HACCP導入に向けた衛生管理講習会

## IV 参考資料

### 1 条例・規則等

#### (1) 奈良県食品衛生検査所設置条例（抄）

平成二年三月三十日  
奈良県条例第二十二号

（設置）

第一条 と畜検査その他と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）に基づく事務、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）に基づく事務並びにと畜場、食鳥処理場及び中央卸売市場における食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）及び食品表示法（平成二十五年法律第七十号）に基づく事務を分掌させるため、食品衛生検査所を設置する。

（名称等）

第二条 食品衛生検査所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
奈良県食品衛生検査所	大和郡山市	奈良市を除く県の全域

附 則

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。  
（平成二年規則第二三号で平成二年一二月六日から施行）

#### (2) 奈良県食品衛生検査所長に対する事務委任規則（抄）

平成二年十二月五日  
奈良県規則第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十三条第一項の規定により、知事の権限に属する次の各号に掲げる事務を奈良県食品衛生検査所長に委任する。

- 一 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号。以下この号において「法」という。）及びと畜場法施行令（昭和二十八年政令第二百十六号。以下この号において「令」という。）中次の事項を行うこと。
  - ア 法第五条第二項の規定により、獣畜の種類及び頭数を制限すること。
  - イ 法第十三条第一項第一号の規定による獣畜のとさつの届出を受理すること。
  - ウ 法第十三条第三項の規定により、とさつ又は解体の場所等を指示すること。
  - エ 法第十四条の規定により、獣畜の検査をすること。
  - オ 法第十六条の規定により、同条第一号から第三号までの措置をとること。
  - カ 法第十七条第一項の規定により、報告を徴し、又は職員に立ち入り、検査させること。
  - キ 令第四条第二号の規定によるとさつを許可すること。
  - ク 令第七条の規定により、申請書を受理すること。
  - ケ 令第九条の規定により、検印を押すこと。

- 二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号。以下この号において「法」という。）中次の事項を行うこと。
- ア 法第十五条第一項から第三項までの規定により、食鳥の検査を行うこと。
  - イ 法第二十条の規定により、同条各号に掲げる措置を採ること。
  - ウ 法第十六条第二項の認定小規模食鳥処理業者以外の者に対し、法第三十七条第一項の規定により報告をさせ、又は法第三十八条第一項の規定により職員に立ち入り、検査させ、質問させ、若しくは収去させること。
- 三 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下この号において「法」という。）中と畜場、食鳥処理場及び中央卸売市場における次の事項を行うこと。
- ア 法第二十八条第一項の規定により、報告を求め、職員に営業の場所等に臨検し、検査させ、又は収去させること。
  - イ 法第三十条第二項の規定により、食品衛生監視員に監視指導を行わせること。
  - ウ 法第五十四条の規定により、営業者又は職員に廃棄させ、その他営業者に対し必要な処置をとることを命じること。
- 四 食品表示法（平成二十五年法律第七十号。以下この号において「法」という。）中と畜場、食鳥処理場及び中央卸売市場における次の事項を行うこと。
- (一) 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号。以下この号において「令」という。）第七条第一項第一号の規定により知事が行うこととされた法第六条第一項又は第三項の規定による指示を行うこと。
  - (二) 令第七条第一項第二号の規定により知事が行うこととされた法第六条第五項の規定による命令を行うこと。
  - (三) 令第七条第一項第三号の規定により知事が行うこととされた法第六条第八項の規定による命令を行うこと。
  - (四) 令第七条第一項第四号から第六号までの規定により知事が行うこととされた法第八条第一項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求を行い、又は職員に立入検査、質問及び収去を行わせること。
  - (五) 令第七条第一項第七号の規定により知事が行うこととされた法第十二条第一項又は第二項の規定による申出の受付を行うこと。
  - (六) 令第七条第一項第七号の規定により知事が行うこととされた法第十二条第三項の規定による調査を行うこと。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二年十二月六日から施行する。

### (3) 奈良県行政組織規則 (抄)

昭和三十一年七月一日  
奈良県規則第二十六号

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、知事及び会計管理者の事務を処理させるための組織について必要な事項を定め、もつて行政事務の能率的な遂行を図ることを目的とする。

略

#### 第三章 出先その他の機関

(名称等)

第八条 出先その他の機関(大学及び県立病院を除く。以下同じ。)の名称、位置、管轄区域、所掌事務及びそれぞれを主管する課は、別表第一のとおりとする。

課(これに類するものを含む。以下同じ。)を置く出先その他の機関並びにその出先その他の機関に置く課の名称及び所掌事務は、別表第二のとおりとする。

第九条 課(これに類するものを含む。以下同じ。)を置く出先その他の機関並びにその出先その他の機関に置く課の名称及び所掌事務は、別表第二のとおりとする。

略

##### 別表第一 (第八条関係)

出先その他の機関の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び主管する課

名称	位置	管轄区域	所轄事務	主管課
奈良県食品衛生検査所	大和郡山市丹後庄町	奈良市を除く県の全域	一 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)に基づく事務 二 と畜場、食鳥処理場及び中央卸売市場における食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)及び食品表示法(平成二十五年法律第七十号)に基づく事務	消費・生活安全課

##### 別表第二 (第九条関係)

課を置く出先その他の機関並びにその出先その他の機関に置く課の名称及び所掌事務

出先その他の機関名	課の名称	所轄事務	備考
奈良県食品衛生検査所	食肉検査課 市場食品検査課	食肉検査課 一 所内の庶務に関すること。 二 と畜検査及びと畜場の衛生に関すること。 三 食肉の衛生に関すること。 四 食鳥検査及び食鳥処理場の衛生に	奈良県食品衛生検査所市場食品検査課の位置は、大和郡山市筒井町(奈良県中央卸売

		<p>関すること。</p> <p>五 その他他課の主管に属しないこと。</p> <p>市場食品検査課</p> <p>一 奈良県中央卸売市場（以下「市場」という。）内で取り扱う食品等の収去及び試験検査に関すること。</p> <p>二 市場内の営業用施設及び市場内に取り扱う食品等の監視又は指導に関すること。</p> <p>三 市場内の食品関係者の衛生指導に関すること。</p> <p>四 その他市場内の食品衛生及び食品表示に関すること。</p>	市場内) とする。
--	--	---	-----------

#### (4) 奈良県手数料条例

平成十二年三月三十日  
奈良県条例第三十三号

(徴収)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定による手数料は、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところにより徴収する。

(手数料の額等)

第二条 前条の手数料の額及び徴収の時期は、別表第一及び別表第二のとおりとする。

(減免)

第三条 知事は、特別の理由により必要があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

略

別表第一（第二条関係）

番号	名称	手数料額		徴収時期
二百四十三	と畜検査手数料	牛又は馬の場合	六百円	検査申請のとき
		とく、豚、綿羊又はやぎの場合	三百五十円	検査申請のとき
二百四十六	食鳥検査手数料	一羽につき四円		検査申請のとき
四百十二	証明手数料	五百円		証明申請のとき

## 2 奈良県食肉センターの概要

(1) 所在地 奈良県大和郡山市丹後庄町 475-1

設置者 公益財団法人奈良県食肉公社

開場年月日 平成2年12月6日

施設の概要

ア 能力

処理能力／日 大動物 50 頭 小動物 170 頭

枝肉冷却・冷蔵能力 920 頭（豚換算）

内臓冷蔵庫 7.2 トン（うち 4.2 トンは冷凍）

汚水処理能力 450 m<sup>2</sup>／日

汚物焼却能力 1.5 トン

イ 規模

敷地面積 29,371.96 m<sup>2</sup>

建物面積 5,229.57 m<sup>2</sup>

ウ 付属施設

駐車場（兼調整池） 駐車能力 67 台

多目的グラウンド（兼調整池） 9,278 m<sup>2</sup>

用途：少年野球・ソフトボール・テニス・ゲートボール等

(2) 業務概要

ア 施設維持管理及び運営

実施主体 公益財団法人奈良県食肉公社

イ 食肉市場業務

開設者 公益財団法人奈良県食肉公社

市場開設年月日 平成3年2月5日

卸売業者 奈良食肉株式会社

ウ とさつ解体業務

実施主体 公益財団法人奈良県食肉公社

実施日 5日／週（月曜日～金曜日）

エ 内臓処理業務

実施主体 奈良畜産副生物株式会社

実施日 5日／週（月曜日～金曜日）

オ 冷蔵保管業務

実施主体 公益財団法人奈良県食肉公社

実施日 5日／週（月曜日～金曜日）

## 3 奈良県中央卸売市場の概要

(1) 所在地 奈良県大和郡山市筒井町 957-1

(2) 設置者 奈良県知事

(3) 開場年月日 昭和52年4月22日



(4) 施設の概要

ア 取扱高（平成 30 年 1～12 月）

青果	野菜	年間	115,199 トン
	果実		26,156 トン
水産物	鮮魚		6,114 トン
	冷凍		2,214 トン
	加工水産物		5,612 トン

イ 主要施設の概要

敷地面積	151,258 m <sup>2</sup>	
《卸売場棟》	鉄骨造 2 階建	31,280 m <sup>2</sup>
卸売場	14,358 m <sup>2</sup>	
仲卸売場	8,373 m <sup>2</sup>	
買荷保管積込所	3,225 m <sup>2</sup>	
《冷蔵庫棟》	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	7,081 m <sup>2</sup>
冷蔵能力	5,821 トン	
《関連商品売場棟》	鉄筋コンクリート造 2 階建	7,788 m <sup>2</sup>
《管理棟》	鉄筋コンクリート造 3 階建	2,470 m <sup>2</sup>
《特高棟》	鉄筋コンクリート造 2 階建	883 m <sup>2</sup>
《バナナ加工場》	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建	926 m <sup>2</sup>
《倉庫加工場》	鉄筋コンクリート造平屋建	2,182 m <sup>2</sup>
《駐車場》	約 1,700 台収容	47,012 m <sup>2</sup>

4 と畜に関する料金一覧表

(1 頭当たり、単位：円)

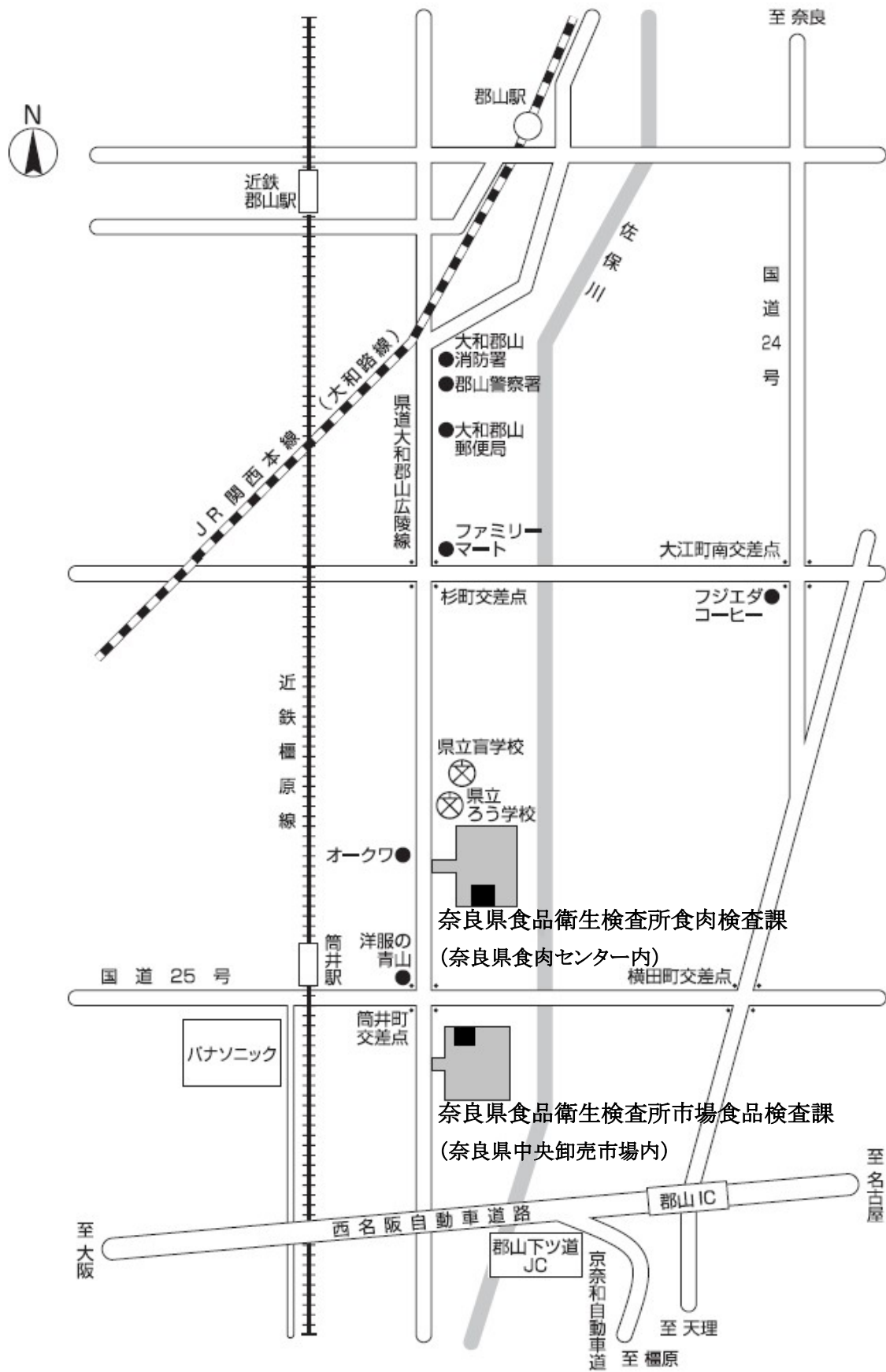
項目		と畜場使用料	とさつ解体料	と畜検査手数料	
				規定	納付額
牛	1 年以上	1,080	5,400	600	200
	1 年未満	540	5,400	350	100
馬	1 年以上	1,080	5,400	600	200
	1 年未満	540	5,400	600	200
豚		540	864	350	100
めん羊		540	864	350	100
山羊		540	864	350	100
納付先		公益財団法人奈良県食肉公社		奈良県食品衛生検査所	
根拠		と畜場法に基づく知事許可		奈良県手数料条例	

- 注：1 病畜と畜のと畜場使用料及びとさつ解体料は、普通と畜の 2 倍に相当する額  
 2 と畜検査手数料は、諸般の事情により当分の間減額  
 3 料金は、奈良食肉株式会社が一括徴収

5 食鳥検査手数料

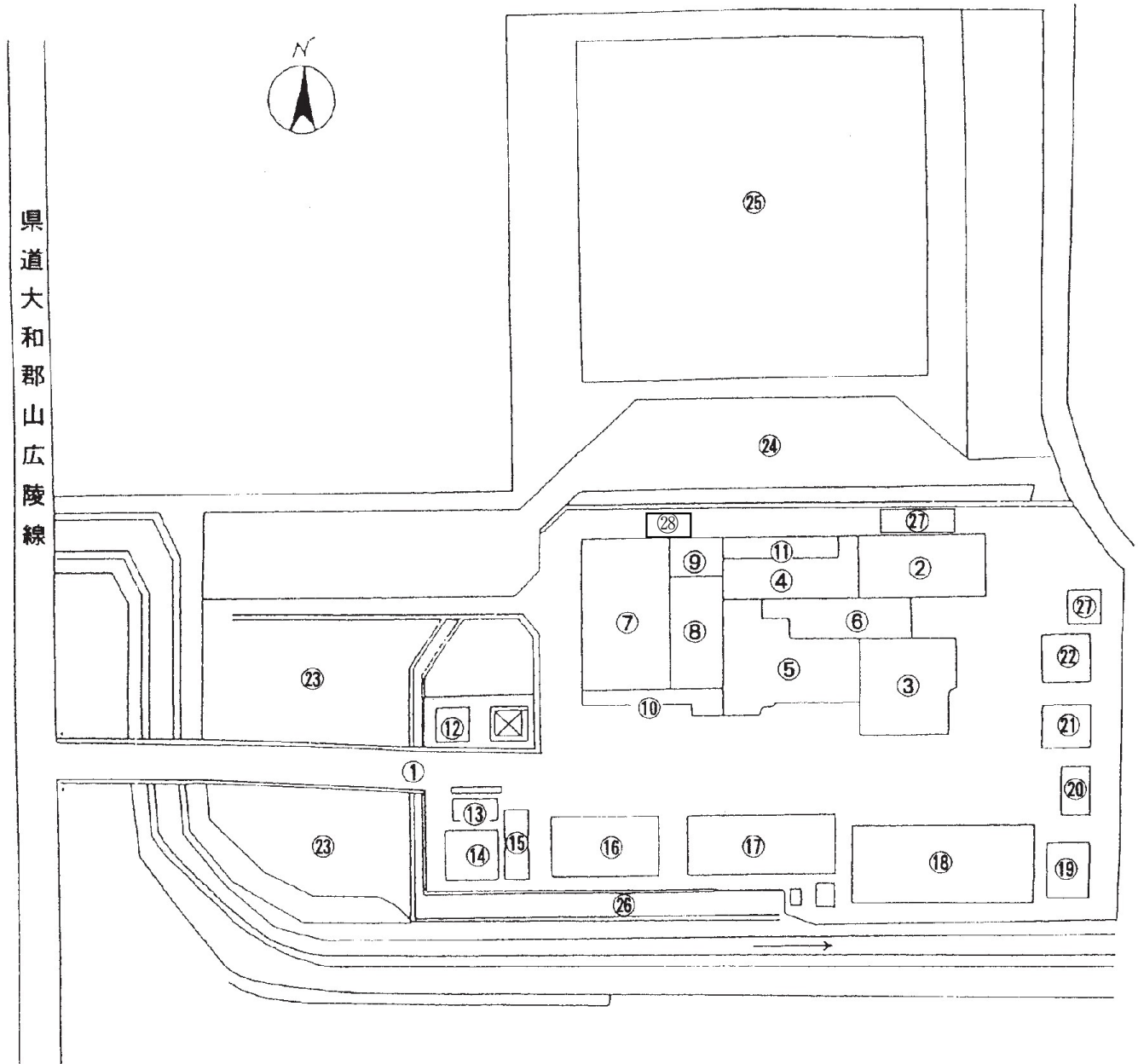
1 羽当たり 4 円

# 案内図



# 配置図

## 1 奈良県食肉センター



1 正面入り口	8 卸売場	15 ポンプ室	22 洗車場
2 大動物けい留所	9 部分肉処理室	16 食品衛生検査所	23 駐車場兼調整池
3 小動物けい留所	10 出荷プラットフォーム	17 管理棟	24 築山(緩衝緑地)
4 大動物解体室	11 機械室等	18 汚水処理棟	25 広場兼調整池
5 小動物解体室	12 守衛室	19 焼却炉棟	26 沈砂槽
6 内臓処理室	13 濾過装置	20 車庫棟	27 副生物保管用冷蔵庫
7 冷却冷蔵庫	14 受水槽	21 病畜棟	28 厚生棟

## 2 奈良県中央卸売市場

